

官報

号外 昭和二十四年十一月三十日

○第六回 参議院會議録第二十一号

昭和二十四年十一月二十九日(火曜日)
午前十時三十一分開議

議事日程 第二十号

昭和二十四年十一月二十九日
午前十時開議

- 第一 未復員者給與法の一部を改正する法律案(千田正君外十九名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 第二 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(千田正君外十九名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 第三 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案(衆議院提出)(委員長報告)
- 第四 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における繰入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第五 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第六 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第七 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第八 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第九 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一〇 地方行政調査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一一 国有財産法第四十五條の規定による国有財産種類別表(衆議院送付)(委員長報告)

第一二 宮城県白石町に国立こども総合研究所設置の請願(二件)(委員長報告)

第一三 刻たばこ製造工場設置に関する請願(委員長報告)

第一四 綿・スフ織機復元のための復金借入金返却期限延長等に関する請願(委員長報告)

第一五 預金部資金の利率引下げおよび償還期間延長に関する請願(委員長報告)

第一六 陶磁器の物品免税点引上げおよび取引高税撤廃に関する請願(委員長報告)

第一七 きせるの物品免税点引上げに関する請願(委員長報告)

第一八 清酒増石に関する請願(委員長報告)

第一九 国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願(三件)(委員長報告)

第二〇 昭和二十四年政令第二百六十四号中一部改正に関する請願(二件)(委員長報告)

第二一 電報配達通数きん少局の電報配達要員停止反対に関する請願(委員長報告)

第二二 川崎市内電話交換方式変更に関する請願(委員長報告)

第二三 私設電話に関する請願(委員長報告)

第二四 都城、宮崎両市間に電話地下ケーブル線布設の請願(委員長報告)

第二五 失業対策確立に関する請願(委員長報告)

第二六 土建労働に關し労働基準法特例設置等の請願(委員長報告)

第二七 資金運搬および分割拂解消対策に関する請願(委員長報告)

第二八 天塩川川口改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第二九 宮崎県下の災害復旧工事促進に関する請願(委員長報告)

第三〇 天塩町内産業道路改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第三一 地方費道札帳簿内線中天塩川架橋に関する請願(委員長報告)

第三二 十津、紀の両川総合開発事業施行に関する請願(委員長報告)

第三三 生駒山腹地すべり防止対策に関する請願(委員長報告)

第三四 名古屋、大阪両市間産業道路建設に関する請願(委員長報告)

第三五 岡山県下の各川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三六 矢作川改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第三七 矢作橋改築工事に関する請願(委員長報告)

第三八 南会津街道開通促進に関する請願(委員長報告)

第三九 日野川えん境築設に関する請願(委員長報告)

第四〇 市川改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第四一 国道第二号線中夢前橋架設に関する請願(委員長報告)

第四二 国道第二号線中一部改良工事施行に関する請願(委員長報告)

第四三 国道第五号線中一部改良工事促進に関する請願(委員長報告)

第四四 地方法務局およびその支局の独立庁舎建築に関する請願(委員長報告)

第四五 杉田川改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第四六 治山治水事業促進に関する請願(委員長報告)

第四七 播磨川改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第四八 国道第九号線三国街道改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第四九 宮崎県下の砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五〇 北上川上流治水工事促進に関する請願(委員長報告)

第五一 淀川改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第五二 四国西南地域内大幹線道路の国道編入および改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第五三 吉井川下流改修工事促進に関する請願(委員長報告)

第五四 起、竹ヶ鼻両町間木曾川に渡尾大橋架設の請願(委員長報告)

第五五 災害復旧費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第五六 ジュディス台風の災害対策に関する請願(委員長報告)

第五七 綴花川および犀川、千曲川の治山治水工事施行に関する請願(委員長報告)

第五八 国道城白線の開通工事促進に関する請願(委員長報告)

第五九 災害復旧費増額に関する請願(委員長報告)

第六〇 住宅組合に対する長期低利資金の融通等に関する請願(委員長報告)

第六一 安倍川堤防増築に関する請願(委員長報告)

- 第六二 キティ台風による茨城県下の災害復旧費国庫補助の請願 (委員長報告)
- 第六三 盛岡市青山町引揚、被災者仮住宅の設備改善費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第六四 鹿兒島県下の暴風雨による被害道路、川の復旧工事促進等の請願 (委員長報告)
- 第六五 国道第十三号線中加納町、岐阜市間直通道路地下道開さくに関する請願 (委員長報告)
- 第六六 神之川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六七 大戸川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六八 東山沢川砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第六九 北上川上流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七〇 大湊川上流部本支川の直轄か川編入等に関する請願 (委員長報告)
- 第七一 大湊川上流支川の改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 大湊川大淀えん堤の調査に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 牧田川ダム建設工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 公共事業実施に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 節飾物類の物品税改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第七七 失業救済事業実施に関する陳情 (委員長報告)

- 第七八 戦災都市の戦災復興五箇年計画遂行に関する陳情 (委員長報告)
- 第七九 キティ台風による茨城県下の災害復旧費国庫補助の陳情 (委員長報告)
- 第八〇 女島羽川附近の治山治水対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第八一 神流川堤防修築に関する陳情 (委員長報告)
- 第八二 災害復旧費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第八三 非常災害応急復旧費等国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第八四 愛知県碧南地区の地震災害復興費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第八五 上水道整備事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第八六 庶民住宅建設費国庫補助増額等に関する陳情 (委員長報告)
- 第八七 賃貸庶民住宅処分に關する陳情 (委員長報告)
- 第八八 埼玉県男沼、妻沼兩村地内の利根川護岸工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第八九 埼玉県仁手村備前きし用水路第三び門外二箇所堤防修築工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第九〇 周布川砂防工事施行に関する陳情 (委員長報告)

昨二十八日議員千田正君外十九名から、委員会の審査省略の要求書を附し、左の議案を提出した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案(千田正君外十九名発議)

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(千田正君外十九名発議)

同日議員千田正君外十八名から、委員会の審査省略の要求書を附し左の議案を提出した。

在外同胞引揚促進に関する決議案(千田正君外十八名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

漁業法案
水産委員会に付託

新炭給調特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別会計外特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法の臨時特例等に関する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

織物消費税法等を廃止する法律案

日本通運株式会社法を廃止する法律案

大蔵委員会に付託

通運事業法案

日本国有鉄道所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案

国際観光事業の助成に関する法律案

運輸委員会に付託

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

私立学校法案

文部委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方財政法等の一部を改正する法律案(上林山登五君外七名提出)

同日修正議決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

警察用電話等の処理に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣及び文部大臣宛左の決議を送付した。

科学技術振興に関する決議

同日議院において採択することを議決した類似漁業施設等に関する請願外十六件の請願及び福岡県沖の島に漁港築造

の陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

未利用資源「あぐらちゃん」調査に関する質問主意書(星野芳樹君提出)

無線施設に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

住民登録制度に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

戸籍事務費全額国庫負担に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

公務員の進級に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

田畑の猪による被害対策に関する質問主意書(板野勝次君提出)

府県民税の賦課方法に関する質問主意書(板野勝次君提出)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林委員 板野 勝次君

通商産業委員 兼岩 傳一君

議院運営委員 横尾 鶴君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林委員 兼岩 傳一君

通商産業委員 板野 勝次君

議院運営委員 中山 壽彦君

同日委員長から左の報告書を出した。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

地方行政調査委員会設置法案可決報告書

少年法の一部を改正する法律案可決報告書

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案可決報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

農林委員会請願審査報告書第一号

農林委員会請願特別報告第一号

(総務部長) 国家地方警察本部長 柏村 信雄君

(刑事部長) 国家地方警察本部長 武藤 文雄君

(警備部長) 国家地方警察本部長 榊山 俊夫君

外国為替管理委員会委員 大久保太三郎君

(勳力局長) 経済安定事務官 増岡 尙士君

(生活物資局長) 経済安定事務官 東畑 四郎君

(総裁官房次長) 経済安定事務官 河野 通一君

(貿易局長) 経済安定事務官 湯川 盛夫君

(貿易局貿易政策課長) 経済安定事務官 小出 榮一君

(物産庁第三部長) 経済安定事務官 川上 爲治君

(理財局総務課長) 大蔵事務官 酒井 俊彦君

(理財局為替課長) 大蔵事務官 稲益 繁君

(国有鉄道部財政課長) 運輸事務官 紙田千鶴雄君

(国有鉄道部業務課長) 運輸事務官 下島 留夫君

同日内閣総理大臣から、(総務部長) 国家地方警察本部長 柏村信雄君外十三名(前掲議長承認の通り)を第六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りをいたすことがございます。議員原口忠次郎君より辞表が提出されております。参事をして朗読いたさせます。

〔河野参事朗読〕 辞職願 私儀

今般神戸市長に当選し就任受諾いたしましたから議員辞任を御許可願いたします

昭和二十四年十一月二十八日 参議院議員 原口忠次郎 参議院議長佐藤尚武殿

○議長(佐藤尚武君) 原口忠次郎君の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて原口忠次郎君の辞職は許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 議員橋上保君は本月二十六日逝去されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。つきましては同君に対し院議を以て弔詞を贈ることといたしたいと存じます。尙その弔詞は議長に一任せられたいと存じます。只今の議長の発議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) この際、小串清一君より発言を求められております。これより許可いたします。小串清一君。

〔小串清一君登壇、拍手〕

○小串清一君 只今議長から御報告のありました通り、本院議員橋上保君は去る十一月二十六日遂に永眠せられました。

した。誠に痛惜の至りに堪えません。ここに一言同君の生前を回顧し、追悼の意を捧げたいと存するものであります。

橋上君は明治二十二年七月福岡県京都郡に生れられ、明治三十七年高等小學校を卒業せられて以来、終生石炭鋳業に一身を托され、努力力行、遂に昭和六年一月橋上鋳業株式会社を創設してその社長に就任せられたのであります。爾來昭和十二年には日本炭業株式会社社長、同十五年には宝珠山鋳業株式會社社長、北九州石炭株式會社顧問を兼任せられ、又北九州石炭統制組合評議員、九州石炭業會理事、九州石炭鋳業通運理事等の役員を歴任せられ、石炭鋳業の経営に全力をいたされたのであります。かくて昭和二十二年五月参議院議員に當選され、死去せられるまでその任にあられたのであります。

橋上君の真面目は、以上の御経歴が示しますように石炭鋳業の舞台に見られたのであります。その血の滲みよる御経歴は、一片の學歷に比べべくもなく、そこに培われた有能な識見と相待ちまして常に傾聴に値する御意見を持っておられました。殊に戦後の石炭生産の必要に應えての御努力及び困難な労働問題に処しての御行動には、私共常に敬服いたしておたのであります。参議院議員としての同君の御活躍には期して待つべきものがあつたのであります。然るに昭和二十二年七月鋳工業委員として、当時問題となつておりました石炭国家管理問題について突地視察のための御出張中に、不幸にも病魔の冒すところとなられまし

て、遂に再起せらるることなく御永眠なされましたことは、誠に本院のためにも又国家のためにも、惜しめても余りあることと申さねばなりません。

石炭鋳業の問題は資源の貧乏な我が国にとりまして常に新たな問題であります。かくのときに當りまして、最も働き盛りのところの有能有為の橋上君を俄かに失いましたことは、余りにも意外なことであり、余りにも残念なことであります。ここに謹んで橋上君の安らかなる御冥福を心からお祈りいたしますと共に、すでに同君が白玉楼中の人とされました今日におましては、私共は同君の遺志を生かします。我が国経済の再建に力を致すことこそ、同君の靈を慰め得るゆえんであると私は信ずる次第であります。これを以ちまして橋上君追悼の言葉といたしたいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 先程の決議に基づき議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

参議院ハ、議員橋上保君ノ長逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、未復員者給與法の一部を改正する法律案及び日程第二、特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(いずれも千田正君外十九名発議)委員会審査省略要求事件)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。両案につきましては、いずれも千田正君外十九名より委員会審査

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第二号

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願特別報告第二号

昨二十八日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

官報号外 昭和二十四年十一月三十日 参議院會議録第二十一号

會議 議員原口忠次郎君辞任の件、成議員橋上保君に対する弔詞呈呈の件、成議員橋上保君に対する追悼の辭、時間案文に関する件、未復員者給與法の一部を改正する法律案第一号(委員)委員会審査省略要求事件)

審査略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。岡元義人君。

未復員者給與法の一部を改正する法律案
右成規により発議する。
昭和二十四年十一月二十八日

発議者

- 千田 正 淺岡 信夫
- 紅露 みつ 天田 勝正
- 岡元 義人 池田宇右衛門
- 草葉 隆圓 水久保甚作
- 伊東 隆治 小畑 哲夫
- 木内キヤウ 木下 源吾
- 田中 利勝 岩本 月洲
- 北條 秀一 櫻積眞六郎
- 宇都宮 登 星野 芳樹
- 三好 始 中野 重治

参議院議長佐藤尚武殿
未復員者給與法の一部を改正する法律

未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「百元」を「三百元」に改める。

第七條中「帰郷旅費として千円」を「命令の定めるところにより、帰郷旅費として千円から三千円まで」に改める。

第八條第一項中「遺骨の引取に要

する経費として、死亡者一人当り千五百円」を「遺骨の引取に要する経費として、死亡者一人当り千七百円」に改める。

第八條の二第二項及び第八條の四中「二年」を「三年」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行し、第三條、第七條及び第八條第一項の改正規定は昭和二十四年十一月一日から適用し、第八條の二第一項及び第八條の四の改正規定はこの法律施行前に復員した者についても適用する。
- 昭和二十四年十月以前の給與で、この法律施行の際、未だ支給していないものは、なお、従前の規定により支給する。
- 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項及び第四條中「二年」を「三年」に改める。

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案
右成規により発議する。
昭和二十四年十一月二十八日

発議者

- 千田 正 淺岡 信夫
- 紅露 みつ 天田 勝正
- 岡元 義人 池田宇右衛門
- 草葉 隆圓 水久保甚作
- 伊東 隆治 小畑 哲夫
- 木内キヤウ 木下 源吾
- 田中 利勝 岩本 月洲
- 北條 秀一 櫻積眞六郎

君宇都宮登 星野 芳樹
三好 始 中野 重治
参議院議長佐藤尚武殿
特別未帰還者給與法の一部を改正する法律
特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「ソビエト社会主義共和国内の地域内において未復員者と同様の実情にあるもの」を「ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土(主務大臣の指定する地域を除く。)の地域内において、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるもの」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。
- この法律によつて新たに追加される地域内において第一條の規定に相当した者であつて、昭和二十四年一月一日から同年十月三十一日までに帰国したものに對しては、未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二條から第五條までの規定の例に準じ、療養を行い、並びに遺骨の埋葬に要する経費及び隨着一時金を支給する。この場合において、これらの規定中「この法律施行前」とあるのは「昭和二十四年十月三十一日以前」と、「この法律施行の日」とあるのは「昭和二十四年十一月一日」と、

本年六月ソ連関係地域からの引揚が再開されて以来、十月末までに約八万五千人の同胞を迎えたのでありますが、再開当初、引揚者の一部におきましては、多少の紛争を起しまして、世人の肩をひそめさせたこともございましたけれども、引揚者の秩序保持に關しましては世の要望に應えまして政令が公布実施されて以来、この種事故は跡を絶つたのでありますが、これら引揚者の心情を察しますると、引揚後の生活に對する不安の念が殊に顯著でありまして、紛擾を起しましたゆへんもかような不安な心情に乗ずる一部の策動に基くものでありましたことも明らかであります。私共といたしましては、引揚者に對しまする衷心からの同情より、取締るべき面はこれを取締る一方、何とかいたしまして、これら引揚者に關する方策を講じ、四ヶ年に亘るその労苦に報いんものと従来からいふごとく心を砕いて参つたのであります。然るに未復員者關係の給與増額案といつたに去る二十日本院を通過いたしました政府提出の未復員者給與法の一部を改正する法律案は、未復員者の扶養親族

に對しまする手当を一般公務員並みに改めたものでありまして、その限りにおいては至当であると考えられるのであります。併しその後、在外同胞引揚問題に關する特別委員会におきましては、最近の引揚者の証言その他全国から寄せられたる陳情請願の数は歴大なる件数に上りまして、その援護強化を求めておる状況に即応して、今日未復員者給與法に規定する各種給與額の引上げを内容といたしました本改正法律案を重ねて提出するの必要を痛感するに至つたのであります。

御承知の通り未復員者給與法に規定せられてあります給與の種類は、未復員者本人の俸給、その留守宅への扶養手当、引揚時の帰郷旅費、遺骨引取経費及び埋葬費、現地における傷病に對する災害手当であります。先づ政府提出の改正法律案は、これらの諸給與中の扶養手当のみにつきまして些かの改善を加ふるに止まつておるのであります。そこで、この扶養手当以外の給與、即ち未復員者の俸給現行月額百元を三百円に、帰郷旅費現行千円を距離に応じ千円乃至三千円に、遺骨の引取経費現行千五百円を千七百円にそれぞれ増額すると共に、引揚前の收容所における労働のごとき、本人の責に歸し得ない事由に基く疾病又は傷害に對しての療養期間を二年から三年に延長せんとするものであります。以上の増額改正は、例えば鉄道運賃の値上げ等各種の情勢の変化に適應せしめんと考え、提案の理由としておるのであります。今度の増額を以ていたしましたが、勿論満足には尙程遠きものがあるものであります。併しながら私共が研

究折衝いたしました。最も確実なる財源として確保できずとも見合せ、実行可能の限度としてまとめたものが本改正案であります。併しこれでも未復員者、引揚者及びその家族に對しまして、永年の労苦に報いるための一端になり得ること信じておるのであります。尙、本法はいわゆる未復員者即ち旧軍人軍属の給與にかかる法律案であります。一般邦人中、ソ連地域に残留中の人々に關しましては、特別未帰還者給與法が制定されてありまして、本法案が成立いたしますれば、一般邦人の該當者にも自動的に適用されるより相成つておりますことを、ここに附け加えて申し上げます。

さてナホトカから引揚のための十一月配額分の第一船高砂丸は去る十一月二十四日舞鶴に入港いたし、次々と入港中の状況であります。この改正法律案による給與の増額をこれら引揚者にも均霑させたく、本改正法律案の施行は十一月一日からといたしたのであります。

以上本改正案を提出いたしました経過を御報告申し上げた次第であります。尙、議題となつておりますところの特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

元來特別未帰還者給與法は、ソ連地域關係に残留して、いわゆる未復員者即ち旧軍人軍属と同様の境遇に置かれた一般邦人に對し、未復員者と同様の給與をなすため、第四国会において本院の発議によつて成立いたしました法律であります。併しながら爾後判明して参りました諸

状況から判定いたしましたるに、滿州その他いわゆる中共地区、千島、樺太、北鮮の地域間にも、ソ連地域の旧軍人軍属と同様の事情にある一般邦人が相当数あることは確実であります。そこで私共は以上申述べました諸地域に残留中の該當者にもこの特別未帰還者給與法を適用いたすことが最も安当であると考へ、法案の立案、その実施上必要なる財源につきましても、それら研究折衝いたしました結果、本日ここに議員発議として本改正法律案を提出するに至つた次第であります。

かように特別未帰還者給與法をソ連地域間の一般邦人のみに止めず同一事情にある他の地域の一般邦人にも適用し得るよう法律を改むべしとの論議、家族からの同題旨の切々たる請願等は多致殺到して参つておつたのであります。この際、本提案のごとくに法律を改正し、いわゆる中共地区、千島、樺太、北鮮の残留同胞の該當者にも、未復員者給與法に規定いたしました通り給與、即ち本人の俸給、留守家族に對する扶養手当、引揚時の帰郷旅費、遺骨引取経費、現地における災害に際する災害手当を與へることができま

すならば、永年に亘る残留者の勞苦、留守家族の苦痛に對しても、たとひ十分とは言えないといたしましても、若干の報いをするのでできると信ずるのであります。

本改正案の実施は、改正法案による給與を実施いたしますための財源の關係その他の事情から、その施行を適つて本年十一月一日といたすことが至当かと思つてあります。但し今回新しく追加いたしましたる地域から本年

一月以降十月までの間に帰還した一般邦人中の該當者で、自己の責に帰するところのできない事由によつて病氣に罹つたり負傷した人で療養を要すると認められた場合には、この法律適用の日から三年間必要な療養を行ひ得る途を開くこととしたのであります。尙、この療養中不幸にして死亡された場合には、埋葬に要する経費を支給し、又は治癒しないまま三年間を経過したときは、その経過したときの障害の程度によつて障害一時金を支給することとしたのであります。

本改正法律案の施行によりまして、多数残留者及びその留守宅の切実なる要望の一端に副い得ることとなり、引揚者對策の重要な一環を改善する好結果と相成るものと確信いたす次第であります。

以上本院とは特に縁りの深い特別未帰還者給與法改正案の提出に至る経過を申し上げた次第であります。御賛同の程お願いいたす次第であります。(拍手)

○議長(佐藤武君) 両案に對し討論の通告がござります。塚本重蔵君。

○大臣を呼んで下さい」と呼ぶ者あり

(塚本重蔵君登壇、拍手)

○塚本重蔵君 只今上程せられました未復員者給與法の一部を改正する法律案、特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案の両案に對しまして、本員はここに賛成の意を表するものであります。これら引揚者の問題並びに引揚げました後におきます人々の保護の問題等は、本来から申しますならば、我々厚生委員会がなすべき重要な

仕事であるのであります。併しながら厚生委員会は憲法改正後、新しい憲法の二十五條によりまして一般國民の生活保障の問題と関連いたしました。非常に重要な多くの問題を控えております。殊にこの引揚問題に關連いたしまして、多忙を極める仕事でありますので、これを厚生委員会で受持つておりましてはその万全を期することができない關係からいたしまして、この仕事を在外同胞引揚に關する特別委員会というものを設けて、この方々に御一任することにしたのであります。こ

ういふ立場からいたしまして、我々厚生委員といたしましては多大の関心を拂つて参つたものであります。この援護につきましては日夜努力をいたした次第であります。今回幸いにも在外同胞引揚問題に關する特別委員会委員の方々の絶大な御努力によりまして、提案の趣旨説明に述べられましたごとく、種々の改善を加えられましたことに對しましては、我々厚生委員といたしましては、又未だ外地に残留されております方及びその留守家族の方々にとりまして、眞に御同慶に堪えないところであります。ここに深甚なる敬意を表する次第であります。

未復員者給與法の一部を改正する法律案につきましては、不幸病魔に犯されまして帰還いたされた方々に對します療養期間が、従来二年間でありましたものを一年延長いたしました三年となり、又扶養手当も一般公務員と同様の取扱となりました。従来この手当を受けておられました六万五千家族、十六万人の方々にとりまして、

若干の福音と存するのであります。又俸給及び帰郷旅費等も改善せられることになりましたが、ただ一点遺憾に存するものは、不幸現地において亡くなられた人達の遺骨を迎へますための経費といたしましては、鉄道運賃の値上りに對します分といたしまして僅かに二百円増額せられまして、ここにその總計三千二百円となりました。これは東京都におきます葬儀費用の公定価格を見ましても五千五百円あります。その及ばざること甚だ遠いのであります。ましてや本法案のこの手当ては遺骨引取のための鉄道運賃を合めての僅か三千二百円でありま

す。この点につきましては將來尙考へべき問題でありますと共に、別途弔慰金等の特別給與の措置が將來に望ましくと私は考へておる次第であります。(拍手)この点につきましては今後十分なる改善を加えられるように強く要望いたす次第であります。

次に特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案によりまして、従来ソ連地域にある一般邦人の方々及びその留守家族に限られておりましたものを、今回ソ連地域の外に朝鮮、樺太、千島及びいわゆる中共地区にその範圍を拡張されまると共に、各種の手当てにつきましても未だ満足すべきものでは

ありませんが、未復員者と同様に改善せられましたことは、それらの方面に今尙残留せられております一般邦人とその留守家族の方々にとりましても若干の喜びであると存じ、御同慶に堪えないところであります。最後に、今尙外地に残留せられております中共地区六万を初めいたします三十八万の

多数の方々の一日も速かに無事帰還されまじとを念願いたしますと共に、それら多数の留守家族の方々の御健康を祈念し、在外同胞引揚問題に関する特別委員会の委員各位の御努力に感謝の意を表しまして、両案に賛成いたす次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際お諮りいたします。只今可決せられました未復員者給與法の一部を改正する法律案及び特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案については、衆議院に対して委員会審査省略の要求をいたしたいと存じます。御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて両案は衆議院に対し委員会の審査省略を要求することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第三、政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案、(衆議院提出)、日程第四、郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律案及び日程第五、国民金融公庫法の一部を改

正する法律案(何れも内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年十一月十五日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

政府契約の支拂遅延防止等に関する法律

(目的)
第一條 この法律は、政府契約の支拂遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の効率化を促進し、もつて国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「政府契約」とは、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支拂をなすべきものをいふ。

(政府契約の原則)
第三條 政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従

つて誠実にこれを履行しなければならない。
(政府契約の必要的内容事項)
第四條 政府契約の当事者は、前條の趣旨に従ひ、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、左に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。但し、他の法令により契約書の作成を省略することができ

るものについては、この限りでない。
一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
二 対価の支拂の時期
三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
四 契約に関する紛争の解決方法
(給付の完了の確認又は検査の時期)

第五條 前條第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。
2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができ

る。この場合においては、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

(支拂の時期)
第六條 第四條第三号の時期は、国が給付の完了を確認又は検査を終了した後相手方から適法な支拂請求書を受理した日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日(以下この規定又は第七條の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支拂請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求書を相手方に返付することができ、この場合においては、当該請求書を返付した日から国が相手方の是正した支拂請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合は、適法な支拂請求書の提出があつたものとしなければならない。

3 第一項において「国が相手方から適法な支拂請求書を受理した日から」とあるのは、政府の契約の特例に関する法律(昭和二十一年法律第六十号)第一條に規定する特定契約で国の支拂金額の確定しないものについては、確定した日又は国が確定支拂金額を指定(指定金額)に対し改訂の申請があつたときはその決定、その決定に対し裁判所に出訴したときは裁判確定)した日からとする。

(時期の定の特例)
第七條 契約の性質上前三條の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者の合意により特別の期間の定めをすることができ、但し、その期間は、前二條の最長期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。

(支拂遅延に対する遅延利息の額)
第八條 国が約定の支拂時期までに対価を支拂わない場合の遅延利息の額は、約定の支拂時期到来の日の翌日から支拂をする日までの日数に依り、当該未支拂金額に対し大蔵大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支拂時期までに支拂をしないことが天災地変等やむを得ない理由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支拂う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額について特に定めない限り、その額が百円未満であるときは、遅延利息を支拂うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(完了の確認又は検査の遅延)
第九條 国が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日からの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又当該遅

延防止等に関する法律

二六〇

延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、国は、その越える日数に前條の計算の例に準じ支拂遅延に關し約定した利率をもつて計算した金額を相手方に対し支拂わなければならない。

(定をしなければならぬ)

第十條 政府契約の当事者が第四條但書の規定により、同條第一号から第三号までに掲げる事項を畫面により明らかにしないときは、同條第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けただり十日以内の日、同條第二号の時期は、相手方が請求書を提出した日から十五日以内の日と定めたとみなし、同條第三号中「国が支拂時期までに對価を支拂わない場合の遅延利息の額は、第八條の計算の例に準じ同條第一項の大蔵大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたとみなす。政府契約の当事者が第四條但書の場合を除き同條第一号から第三号までに掲げる事項を畫面により明らかにしないときも同様とする。

(国の過拂額に対する利息の加算)
第十一條 国が前金拂又は概算拂をなした場合においてその支拂済金額が支拂確定金額を超過し当該契約の相手方がその超過額を返納告知のあつた期限までに返納しないときは、その相手方は、その期限の翌日からこれを國に返納する日までの期間に應じ、当該未返納金額は對し第八條第一項に定める率

と同じ率を乗じて計算した金額を加算して國に返納しなければならない。

(大蔵大臣の監督)

第十二條 大蔵大臣は、この法律の適正な実施を確保し政府契約に基く支拂の遅延を防止するため、各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十二條に規定する各省各庁をいう。)及び公団に對し支拂の状況について報告を徴し、実地調査を行い、又は必要に應じ、閣議の決定を経て支拂に對して必要な指示をすることができ

る。
2 大蔵大臣は、前項の目的をもつて政府契約の相手方に対して支拂の状況について報告させ、又は必要に應じ実地調査をすることができ

(懲戒処分)

第十三條 国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたとき、その職員に對し懲戒処分をしなければならない。

2 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたとき認められた事件でその職員の任命権者がその職員を前項の規定により処分していないものを発見したときは、その任命権者に当該職員の懲戒処分を要求しなければならない。

(この法律の運用)

第十四條 この法律の規定は、日本

専売公社、日本国有鉄道及び地方公共団体のなす契約に準用する。但し、第十二條及び第十三條第二項の規定は、地方公共団体については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府契約でこの法律施行前にいて国が相手方から給付を終了した旨の通知を受け、なお完了の確認又は検査をしないものがあるとき、又は相手方から適法な支拂請求書を受領し、なお支拂をしないものがあるときは、第四條第一号及び第二号に掲げる時期は、この法律施行の日からそれぞれ第五條及び第六條の最長期間以内の日と定めたとみなし、支拂遅延に對する遅延利息の率について第八條第一項の率を下るものがあるときは、その率と定めたとみなす。但し、第七條の規定により、その制限内で特別の期間の定をすることを妨げない。

3 国が支拂確定金額を超過する支拂をなしたものでこの法律施行前に返納告知に指定した期限が経過し、なお相手方が返納しないものがあるときは、その相手方は、この法律施行の日から第十一條の規定により計算した金額を加算して國に返納しなければならない。

4 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「會計法(昭和二十二

年法律第三十三号)を「會計法(昭和二十二年法律第三十五号)と改め

支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第 号)」に改め

る。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのため的一般会計からする繰入金に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十六日

衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律

1 政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするために、昭和二十四年度において、一般会計から四億千二百七十一万七千円を限り、この会計に繰入金をする事ができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算

の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十六日

衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十三億円」を「十八億円」に改める。

第十七條の次に次の一條を加える。

(役職員の給與)
第十七條の二 公庫の役員及び職員は、一般職の国家公務員としての給與を受ける。但し、總裁は、公庫の役員及び職員に對して、その俸給総額の百分の十に相当する金額をこえない範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(借入金)

第二十二條の二 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、公庫の予算に定められた金額の借入金をすることが出来る。公庫は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付をすることが出来る。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の條件より公庫に有利な條件を附することが出来る。

第二十三條中「大蔵省預金部」の下に「若しくは銀行」を加え、「預け入れ」を「預け入れ、若しくは郵便貯金」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の内容について申し上げます。本案は国に対し工事の完成、作業その他の役務の給付又は物件の納入をする政府契約は、双方対等の立場における合意に基いて締結し、信義に従つて誠実に履行すべきものとし、契約締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付完了の時期、その他必要事項の外に、給付の完了の確認又は検査の時期、対価の支拂の時期、履行の遅滞、その他債務不履行の場合における遅延利息等を書面により明らかにせしめると共に、国の会計事務を処理する

職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたときは、これを懲戒処分すべきものとしようとするものであります。尚この法律の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道及び地方公共団体のなす契約にも準用せらるることとなつておるのであります。

さて本案審議に当り各委員より熱心なる質疑がありました。その主なるものを申し上げますと、一委員より、政府契約の中には健康保険医に対する診療代の支拂、供米代金の支拂等を含むむかとの質疑に対して、岡野衆議院政府支拂促進に関する特別委員長より、政府契約の中にはこれらの支拂をも含むとの答弁があり、更に又この法律の施行によつて本年度予算的措置を必要とするかとの質疑に対し、政府委員より、差当り予算的措置を必要としなかつたとの答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、十一月二十八日討論に入り、小川友三委員長より賛成、森下政一、油井賢太郎、川上嘉の各委員より希望條件を付して賛成の意見を述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に郵政事業特別会計の昭和二十四年度における収入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由並びに内容について申し上げます。本年度、郵政事業特別会計の郵政事業収入は、郵便料金の値上げに伴う利用減等の理由により四億一千二百七十一万七千円の収入不足

額が予想されておりますが、総合的均衡予算を堅持する趣前から、昭和二十四年度におけるこの不足額を借入金によらず、一般会計からの繰入金によつて補填しようとするものであります。尚、この繰入金については、郵政事業特別会計の健全財政が確立せられた際は、予算の定めるところによりその繰入金に相当する金額を一般会計へ繰入れることとしたのであります。さて、本案は十一月二十五日より二十八日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。国民金融公庫は本年六月発足以来鋭意その目的完遂に努力しておつたのであります。が、資金不足のため、国民大衆の生活再建資金の需要に応じ切れない事情にありますので、その資本金を十三億円から十八億円に増加すると共に、予算に定める範囲内において政府より借入金をなし得るよう改正せんとするものであります。尚、公庫の役員員の給與については、公庫の特殊事情に鑑み、一般職の国家公務員に対する給與の外、その俸給総額の百分の一に相当する金額の範囲内において特別手当を支給し得る等の改正をなさんとするものであります。本案審議の経過を申し上げますと、去る十一月二十五日より十一月二十八日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありましたが、その詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。十一月二十

八日質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長中井光次君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武君

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号を次のように改める。

六 第二十六條の規定による職員之苦情の申立を受理し、及びこれを審議すること

同條に次の一号を加える。

七 この法律の完全な実施を確保し、その責に任ずること

第三條から第五條までを次のように改める。

第三條から第五條まで 削除

第九條第一項、第十一條第二項、第十二條、第二十五條及び第二十六條中「新給與実施本部長」を「人事院」に改める。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

第二十八條中「新給與実施本部長」を「人事院」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「新給與実施本部」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

3 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項總理府の欄中「本府(二、六〇〇人)を本府(二、二五四人)に、計(五八、一三三人)を計(五八、一七七人)に、合計の欄中「八七三、二三七人」を「八七三、一三一人」に改める。

「中井光次君登壇、拍手」

○中井光次君 只今議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案について、人事委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

本案は政府各機関に在職する職員の新給與についてこれを統制的に調整する機関として昨年五月設置せられました新給與実施本部を今回廃止いたしました。その事務を人事院に移すこといたしました結果、これに關係のある規定を改正するものであります。人事院はその機構を整備するに伴ひまして、国家公務員法に規定せられた給與に関する人事院本来の職務権限を行ひ得るに至りましたので、本改正案によつてこれを實現することに相成つた次第であります。本案は十月二十七日予備審査のため付託されました。以来、委員会は政府委員の説明を聴取し、質疑応答を重ね、慎重審議を行いました結果、全会一致を以て政府原案通りこれを可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)
○議長(佐藤尚武君) 給員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第七、少年法の一部を改正する法律案、日程第八、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第九、検査報告書は都合により最終号

官報号外 昭和二十四年十一月三十日 参議院會議録第二十一号 少年法の一部を改正する法律案外二件

九、検査官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

少年法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月十九日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第一項中「一年間」を「二年間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律を」特別職の職員

給與に関する法律(昭和二十四年法律第一号)第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当を」政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

別表中判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める

判事補	
一 号	一万四千二百十二円
二 号	一万二千三百四十二円
三 号	一万七百十七円
四 号	九千三百六六円
五 号	七千六百三十八円
六 号	六千六百三十三円
一 号	一万八千二百四円
二 号	一万六千四百四円
三 号	一万四千二百十二円
四 号	一万二千三百四十二円
五 号	一万七百十七円
六 号	九千三百六六円
七 号	七千六百三十八円
八 号	六千六百三十三円

簡易裁判所判事

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

検査官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

検査官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検査官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律を」特別職の職員の新給與に関する法律(昭和二十四年法律第一号)第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当を」政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

第九條中「一万四千八百円」を「一万五千三百七十七円」に改める。

別表中檢事及び副檢事の項を次のように改める。

檢事		副檢事	
一 号	三 万 二 千 円	一 号	一 万 四 千 二 百 十 二 円
二 号	三 万 円	二 号	一 万 二 千 三 百 四 十 二 円
三 号	一 万 八 千 二 百 円	三 号	一 万 七 百 十 七 円
四 号	一 万 六 千 四 百 円	四 号	九 千 三 百 六 十 四 円
五 号	一 万 五 千 三 十 七 円	五 号	八 千 五 百 五 十 一 円
六 号	一 万 四 千 二 百 十 二 円	六 号	七 千 六 百 三 十 八 円
七 号	一 万 二 千 三 百 四 十 二 円	七 号	六 千 六 百 三 十 三 円
八 号	一 万 七 百 十 七 円	八 号	五 千 七 百 六 十 四 円
九 号	九 千 三 百 六 十 四 円		
十 号	八 千 五 百 五 十 一 円		
十 一 号	七 千 六 百 三 十 八 円		
十 二 号	六 千 六 百 三 十 三 円		

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕
○宮城タマヨ君 只今上程されました少年法の一部を改正する法律案の委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず簡単に本法案の内容について御説明いたします。新少年法が第二国会を通過いたしました。本年一月一日よりその施行を見ることがなつたのでございまして、同法によりますれば、従来は満十八歳未満の者が少年として少

年法の適用を受けておりました。これを満二十歳まで引上げまして、満三十歳未満の者に対して新少年法を適用することになつたのでございます。その結果少年法の適用範囲が拡張したのであります。戦後社会情勢の一般的傾向として青少年層の犯罪行為が激増しつゝおりますので、そのため同法の適用を受けるべき犯罪少年、虞犯少年などが甚だしく多くなり、他方これを受入れるべき施設及び裁判所、法務関係職員の拡充がこれに伴います。従つて所期の目的を達することが不可能となりまして、新少年法施行後一ケ年間に限り従前通り満十八歳未満の者にのみ同法を適用し、政府ではその間に急速に諸準備を整えるという趣意を同法の附則によつて認めたのでございます。然るにこの期間は本年十二月末日を以て切れるのでございますが、政府側では受入れ体制、即ち物的、人的の諸準備が未だ整わず、右期限までに整う見込がございませんので、更に一ケ年間この期限を延長するといふのが本法案の趣旨でございます。委員会におきましては各委員より熱心な質疑が行われましたが、特に一年間の期限を延長することによつて政府は受入れ体制を整備する見込があるかどうか、どうだろうか。更に延長することになるのではないかと、この重点が置かれたのでございます。政府委員はこれに対して、予算措置もつてあるし、昭和二十五年中には人的、物的共に準備が完了する見込である。それで更に期限を再延長することはないとの答弁がございました。本委員会では慎重に審議いたし、討論は省略いたしました。

して、採決しましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。
次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。
裁判官及び検察官の給與については、一般政府職員の給與とは別個の法律で相当優遇せられた額で定められておりますのでございますが、その基準のベースは同等という建前になつております。そこで昨年十二月、第四国会において一般政府職員の給與は六千三百七十円ベースに改正されて、本年一月一日以降これを適用し、今日に至つていのでございますが、裁判官の報酬、検察官の俸給は、その前に五千三百三十円ベースで改正公布されて今日に至つており、その基準は政府職員並みに改められなければならないわけでございます。今度判事補、簡易裁判所判事、及び下級の検察官につきましてこれを六千三百七十円ベースに引上げまして、その均衡を保とうといたしたのが本法案の趣旨でございます。尙、判事及び上級の検事については、特別職の職員の給與との関係もありまして、今度は据置となつております。委員会におきましては伊藤、鬼丸各委員より熱心な質疑があり、政府委員、最高裁判所説明員よりそれ〴〵答弁がございましたが、その要旨は速記録を御参照願ふことにいたしました。討論は省略の上、採決の結果、二法案いずれも全会一致可決すべきものと決定いたしましたところ、全会一致を以て可決いたしました次第でございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。
○議長(佐藤尚武君) 日程第十、地方行政調査委員會議設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
地方行政調査委員會議設置法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年十一月二十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
地方行政調査委員會議設置法案 地方行政調査委員會議設置法案 (この法律の目的)
第一條 この法律は、地方行政調査委員會議の所掌事務の範囲、権限及び組織を明確に定めることを目的とする。
(設置)
第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定に基いて、臨時に、総理府の機関として、地方行政調査委員

会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務の範囲及び権限)

第三條 會議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告する。

2 前項の計画は、左に掲げる事項に関するものとする。

一 市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整

二 地方公共団体の機関に委任して行ふ事務の調整

三 前二号に掲げる調整に照応する国庫補助金等に関する制度の改正

四 前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴い必要な事項

(法律案の提出)

第四條 内閣は、前條の計画に関する法律案の国会提出等に関しては、會議の勧告を尊重しなければならない。

(組織)

第五條 會議は、内閣総理大臣が兩議院の同意を経て任命する委員五人をもつて組織する。

2 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全国の都道府県知事の連合組織の代表者及び推薦した者 一人

二 全国の市長の連合組織の代表

者が推薦した者 一人
三 全国の町村長の連合組織の代表者が推薦した者 一人
(議長)

第六條 會議に、議長を置く。

2 議長は、委員のうちから互選する。議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 議長は、会務を総理し、及び會議を代表する。

(議事の運営)

第七條 會議は、委員四人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 會議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項に規定するものを除く外、會議の運営に関し必要な事項は、會議が定める。

(参考人の出頭等)

第八條 會議は、第三條の計画の調査立案に関し必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、又は關係行政機関若しくは地方公共団体等に対し記録の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける。

(専門調査員)

第九條 會議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以上を置く。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、會議の推薦に基

て、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とすることができる。

(事務局)

第十條 會議の事務を処理させるため、會議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局の内部組織は、議長が定める。

(關係行政機関又は地方公共団体との連絡)

第十一條 會議は、關係行政機関又は地方公共団体の長に対し、職員のうちから會議と當該行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたる者の指名を求めることができる。

2 前項の規定による指名を受けた者は、當該行政機関又は地方公共団体の所掌する事務に関し、資料の提出その他會議と關係行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第十六條」を「第十五條」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 総理府の機関として、臨時に地方行政調査委員會議を置く。

2 地方行政調査委員會議は、地方自治を充実強化して国政

の民主化を推進するため地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告するための機関とする。

3 地方行政調査委員會議の組織及び所掌事務については、地方行政調査委員會議設置法(昭和 年法律第 号)の定めるところによる。

特別職の職員の給与に関する法律(昭和 年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 地方行政調査委員會議の議長及び委員

別表中「衆議院及び参議院の事務総長」を「衆議院及び参議院の事務総長」を「地方行政調査委員會議議長」に、一全国選挙管理委員会委員」を「全国選挙管理委員会委員」を「地方行政調査委員會議委員」に改める。

4 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改める。

第二條第一項表総理府の欄中「本府一、二、二五四人」を「本府一、二、二六〇人」に、「計一五八、一二七人」を「計一五八、一二七人」に、合計の項中「八七三、三三一人」を「八七三、三三七一人」に改める。

〔岡本愛新君登壇、拍手〕
○岡元愛新君 只今議題となりました地方行政調査委員會議設置法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず政府提案の要旨及び法律案の内容を御説明申し上げます。

先般来朝したシャープ使節団は、我が国の民主化を促進するためには強力な地方公共団体を作る必要があること、そのために地方公共団体の財政力を強化する方策と並んで、国と地方公共団体の事務の配分を再検討し、先ず市町村に、次に都道府県に優先権を置き、国は地方公共団体では有効に処理することができない事務のみを引受けようとする再配分を行うべきこと、そして、この目的のために五人の委員から成る特別委員会を即刻設置すべきことを報告しているものであります。

政府はこの報告の趣旨に基づき、地方行政調査委員會議を設置することとし、この法律案を提出したのであります。その内容について申し上げます。

地方行政調査委員會議は国家行政組織法第八條第一項の規定について総理府の機関として臨時に設置するものであります。その任務の重要性に鑑みて、総理府に置かれる各種の審議会のごとき従属的性格を帯びる総理府の附属機関とすることなく、日本学術會議と並んで相当独自の性格を持つ機関としたのであります。會議は地方分権の本旨に則り、地方自治を拡充強化して、国政の民主化を推進するため、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整、地方公共団体の機関に委任して行ふ事務

の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣に報告し、及び内閣を経由して国会に報告することを以てその任務とするものであります。而して内閣は直接これを具体化する法律案を作成し、国会に提出するという場合には、会議の勧告を尊重しなければならぬのであります。

次に会議の組織であります。会議は内閣総理大臣が両院の同意を経て任命する委員五人で組織し、委員の中から互選して議長を置きますが、五人の委員のうち三人は、シャープ勸告書に従い、全国の知事、市長及び町村長の各適合組織の代表者がそれぞれ推薦する者でなければならぬといはれております。尚この会議に専門的事項を調査させるため二十人以内の専門調査員を置き、及び事務局を設置し、関係行政機関又は地方公共団体との間に連絡員を置く等、必要な規定を設けております。

地方行政委員会におきましてはこの法案の重要性に鑑みまして、主管の木村国務大臣を初め、殖田法務総裁、本多行政管理庁長官等の出席を求め慎重審議をいたしました。その応答の重要なものについて御報告申し上げます。

第一に、政府案によれば、本委員会議は「総理府の機関として」設置することになつており、日本学術会議の方は「総理大臣の所轄の下」に置くこととなつており、兩者の形式を異にしておるが、兩者の間に如何なる差異があるかという質問に対しては、法務総裁から結論としては兩者は同一である。従来は所轄という言葉を用いたものもあるが、将来はこの文字を使用しないつもりである。いずれにしても内閣総理大臣とこの機関との関係が最も薄く、この機関の独立性が強いのであるという答弁がありました。尚、会議の存続期間の予定如何との質問に対して、一年半乃至二年ぐらいであるとの答弁がありました。

次に、この会議が調査立案する計画の範囲について承りましたところ、府県市町村の設置分合についても研究を進めることになるであろうとの答弁がありました。次に、本法案によれば調査委員会議はその調査立案の結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告することになつておるが、「内閣を経由して」国会に報告するという意味如何、並びに報告は国会に對し何か拘束力を持つものであるかどうかという質問に對して、經由してということはいわゆる文字通り通りだけであり、報告は国会に對して法律上も政治上も何らの拘束力を持つものでないという答弁がありました。

次に、本法による委員の任命は必ず国会の同意を要することになつておるが、国会閉会中又は衆議院解散の場合に欠員を生じたときの処置についての規定を必要としないかという質問に對しては、本委員会の任務の性質上、欠員の生じたときは、国会の閉会を待つて補充する方が適當であり、この方法によつても本委員会の任務達成には支障なき見込であるという答弁がありました。

次に、会議は委員四人が出席することによつて、議事は出席委員の過半数を以て決するところがあるが、この場合、委員たる議長に表決権があるかという質問に對しては、議長は一方で委員として常に表決権を持つものであり、可否同数の場合においては更に議長がこれを決することが出来るものであるという答弁がありました。次に、この委員会が五人の委員を以て組織することになつておるが、中央及び地方の行政組織の根本方針を決する重要な委員会としては、余りに委員の数が少な過ぎるではないかという質問に對しては、政府は、委員会の構成はシャープ勸告書の趣旨を尊重したものであり、各部門に亘る専門調査員の設置と相俟つて万全を期したという趣旨の答弁がありました。

次に、法案によれば専門調査員は非常勤となすことができるというところになつておるが、本年度補正予算では全部が非常勤となつてゐる。然るに専門調査員を指揮監督する五人の委員は常勤の委員である。これは委員会の活動上遺憾の点がありはしないかという質問に對しては、本年度は予算の都合上全部非常勤としたが、委員会が本格的に活動を開始する明年度においては、できるだけ常勤の専門調査員を置く方針を以て、目下大蔵省と予算の折衝中であるという趣旨の答弁がありました。その他委員会における質疑応答の詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて十一月二十八日討論に入り、西郷委員、岡田委員、柏木委員、三木委員、林屋委員よりそれぞれ、原案賛成の意見を述べられ、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案の通り原案を可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤内閣武君) 本案に對し討論の通告がございませう。板野勝次君。

○板野勝次君 本法案は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するという美名の下に、地方財政の破綻による地方行政の行詰りを救済するものであります。更にこの会議の組織、性格からいまして、一層これを強行するものであります。吉田内閣は國家財政の行詰りを地方財政の負担によつて切り抜けようとしております。これは一方においては、来年度予算において見せかけの減税を地方税四百億円の増徴ですり換へようとしており、他方においては、通商局分室、陸運局分室等のごとく、政府出先機関が次々と財政的裏付けなしに地方行に委譲されようとしている点よりいまして、明らかに証明されるのであります。このことは、吉田内閣の低賃金、低米価、重税による大衆收奪と相俟ちまして、地方財政を圧迫することになり、これによつて又地方公務員に低賃金と労働強化と首切りを押し付け、一方では公安條例とか広告條例であるとか地方公務員法の制定によりまして、彈任政策となつて現われて來、又地方自治法の改悪によるリコール制の實質上の禁止となつて現われてゐるのであります。このような政治的意図を容易にするために本法に基き設置せんとする地方行政調査委員會議の内容は、総理府の機関として国家行政組織の中に置かれる。その委員五名は両院の同意を経るとはいへ、二名は総理が任命する。残り三名は、シャープ勸告では知事、市長、町村長の適合組織の代表が選出した者各一名となつてまいりましたもの

を、推薦した各一名を総理が任命する、このように変更し、委員会の勧告は、シャープ案では直接国会にできることとなつていたので、内閣を経由して報告できるというふうに変更しておられるか、政府の附屬機関とならざるを得ないのであります。又委員に對して地方人民の意思を反映するためのリコール制が設けられていない。地方財政に重大関係のある都道府県市町村の統轄合のような問題を二十六年度頃に行はうとしてゐる。これでは地方行政調査委員會議設置目的である地方自治の充実強化、地方分権の確立どころか、逆に地方自治を圧迫する結果となるのであります。(「独断」と呼ぶ者あり) 従つて我が日本共産黨といはしましては、政府の内部機関として作るのではなくして、国会の中に、各党が選んだ超黨派的な、地方住民の十分な意思を反映するような、真に民主的な特別の委員会設置を主張いたします。故に、本案には反対であります。(拍手)

○議長(佐藤内閣武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤内閣武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤内閣武君) 日程第十一、国有財産法第四十五條の規定による国有財産種類別表(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(奥主一郎君)の決算報告書を都合により最終号(審査報告書)は都合により最終号(附録に掲載)

○議長(佐藤内閣武君) 日程第十一、国有財産法第四十五條の規定による国有財産種類別表(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(奥主一郎君)の決算報告書を都合により最終号(審査報告書)は都合により最終号(附録に掲載)

国有財産法第四十五條の規定による国有財産総類別表

右の内閣提出案は本院においてこれを承認した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十四日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

〔奥主一郎君登壇、拍手〕

○奥主一郎君 只今議題になりました国有財産法第四十五條の規定による国有財産総類別表について、審議の経過及び結果を御報告いたします。

昭和二十三年七月、新しい国有財産法が施行されました結果、国有財産の分類方法が変更されました、即ち旧法では一、公用財産、二、公用財産、三、營林財産、四、雜種財産の四種に分けておりましたものを、新法では、これを先ず行政財産と普通財産との二つに分類し、このうち行政財産は更に一、公用財産、二、公共福利財産、三、皇室用財産、四、企業用財産の四種に細分することになったのであります。ここに議題となりました国有財産総類別表は、この新しい国有財産法によりまして国有財産全体を新しく類別したのであります、これが将来における国有財産管理の出発点となるものであります。

この国有財産総類別表には、道路、港灣、河川、堤等の公共物につきましては、これを計上してないのであります。これは国有財産法第三十八條の規定によりまして、国有財産台帳を調製しなくてもよいことになっております。

ので、この総類別表にも計上してないのであります。又神社、寺院、教会の用地、及び地方公共団体の公園用財産につきましては、国有財産法施行細則第七條の規定によりまして、その面積のみを掲げ、価格は計上しておらないのであります。

この国有財産総類別表は、大蔵大臣が国有財産調整審議会に諮問して審議せしめた上で国会に提出されたものであります。元來この総類別表は、内閣から前国会に提出せられ、衆議院の議決を経て本院に回付されて、当決算委員会において審議中、いろいろ不備な点があるのを認めましたので、当局に説明を求めたり、或いは注意を與えたりしておりました。その間に会期が終了となり、審議未了となつたのであります。それで今回改めて内閣から提出になり、衆議院から回付されましたものは、會で当委員会から政府当局に與へました注意に基いて、不備な点をそれら訂正の上で再提出されたものでありますから、それで完全な国有財産の総目録になつておつたのであります。

けれども尙審議に際していろいろの質問が出たのであります、先ず第一に、前同提出のものに比べて甚だしく数字が異なる理由につきましては、自作農創設特別会計に属する国有財産に關し、当時整理未済であつた四十二億円の財産を計上してはなかつたとか、或いは又公共福利用財産及び皇室用財産について集計を誤まつておつたとか、その外、尙いろいろの誤まりがあつたのを今回訂正したといふ答弁でありました。

次に参考書類として提出されました公共福利用財産の明細書によりまして、例えば山梨県の名勝地の猿橋が僅か五四四〇銭と評価されていたり、或いは又歴史上有名な京都府の笠置山が僅か七十三円と評価されておるといふことが、国民感情の上からも甚だ面白くないと思われませんが、これらの評価を適當に改めることは如何であるかとの質問に對しまして、当局の答弁は、国有財産法施行令によりましては、台帳価格は取得価格などによつて登録すべきこととなつております。併し五年ごとに総合評価することになつておりますから、その際に適當に考慮したいと思つておる答弁でありました。次に国有財産の評価額が何錢何厘まで計上されておりますが、今日の時勢から見れば将来は單位を円で打切つてはどうか、こういう質問に對して当局の答へは、将来は円で打切つても別段差支はないと思つておることでありました。

質問が終りまして討議に入りましたとき、政府は決算その他の計算書類の作成に當り一層慎重なる注意を加え、今回のごとき数字の誤まりを犯さないよう注意すべしといふこと、及び将来は国有財産の評価額を円單位で打切ることに、こういう二点について委員一同の賛成がありました上で、この国有財産総類別表を承認することについて異議はないと全会一致で決議いたしました次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件は委員長の報告の通り承認することに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて、本件は承認することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十二、宮城県白石町に国立ころぞ総合研究所設置に關する請願(二件)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。
内閣委員長河井彌八君。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕
○河井彌八君 議題となりました宮城県白石町に国立ころぞ総合研究所を開設せられたいという請願でありました。請願の内容は、議員諸君が請願文書表を精読しておられると思ひますから、その内容には触れません。併し要するに、楮は昔から日本では衣料として非常に貴重な材料であつたものが、段々それが使用せられなくなりまして、殊に明治以來外国から棉の輸入が来ます關係上、この仕事がつつかり衰へてしまつたのであります。ところがこれは全国に亘つて沢山の原料があり、これを衣料として使うならば極めて有望であるから、この仕事に三百年來の歴史を持つております宮城県の白石町に、この仕事を十分に発達させますために、これまでのごとく個人研究所とか何とかいうふうなものでなしに、国家で以て研究所を作つて頂きたいという請願であります。そして、その費用は凡そ設立費といたしまして約五千万円かかるという

ことであります。これは衣料の原料が極めて少い今日において、又この仕事を全国に普及させるために最も必要な見地におきまして、内閣委員会は全会一致を以てこれを採択いたしました。院議を以て内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。この段階報告を申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第十三より第二十までの請願及び日程第七十六の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員理事黒田英雄君。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔黒田英雄君登壇、拍手〕
○黒田英雄君 只今議題となりました大蔵委員会における請願陳情十二件について御報告いたします。
請願第三十二号刻たばこ製造工場設置に關する請願、本請願は刻たばこの主産地である鹿兒島県に刻たばこ工場

を建設することを御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて本請願は承認することに決定いたしました。

を設置されたいというのであります。戦前、工場も存在してありましたが、需要も多し点を考慮いたしまして採択いたしました。

請願第五五号、綿、スワ織機復元のための復金借入金返済期限延長等に関する請願、本請願は、経済情勢の変化によりまして、復金借入条件が苛酷に感ぜられ、復興を妨げておりますので、金利の引下げ、返済期限の延長を図られたいというのであります。経済情勢の変化に適應するために適切な趣旨と認めて採択いたしました。

請願第六十号清酒増石に関する請願、本請願の趣旨は、清酒の不足に悩む北海道に原料米を送り、清酒の増石を図られたいというのであります。北海道における清酒の需給状況より見まして、妥当なものと認め、採択いたしました。

請願第二百九号陶磁器の物品免税点引上げ及び取引高税撤廃に関する請願、本請願は、陶磁器の物品免税点を引上げ、且つ取引高税を廃止されたいというのであります。取引高税につきましては政府も改正をいたすことになつておるので保留いたしました。免税点は低きに失するので、適当と認め、採択いたしました。

請願第二百四十一号、きせるの物品免税点引上げに関する請願、本請願は、きせるの免税点は低きに失するので引上げられたいというので、現行免税点は有名無実になつておるので採択いたしました。

次は、請願第四百六十六号、同五百九十六号、同じく六百四十二号国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願、この請願は、国家公務員共済組合の内容、実質に幾多の不合理の点があるので、改正せられたいというのであります。国家公務員の福利厚生を充実するため適切な趣旨であると認め、採択いたしました。

請願第四百六十七号、同じく五百九十六号、昭和二十四年政令第二百六十四号中一部改正に関する請願、本請願は、昭和二十四年政令第二百六十四号は、手当支給の算出方法の不合理のため、退職者の利益が十分に保護されていないので、一部改正を行われたいというのであります。退職者の適当なる保護が必要であると認めまして採択いたしました。

陳情第十九号節句飾物類の物品税改正に関する陳情、この陳情の趣旨は、節句飾物類は、その製造過程の特質上、小売課税に改められたいというのであります。現行税法によりまして、業界に課税の不公平を生ずるので、本趣旨は妥当なものと認め、採択いたしました。

通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二十一より第二十四までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事小林勝馬君。〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔小林勝馬君登壇、拍手〕
○小林勝馬君 只今議題となりました請願について、電気通信委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず電報配達通致きん少局の電報配達要員廃止反対に関する請願の願意としますところは、電報通致月百五十通以下の局の電報配達要員は全面的に廃止され、臨時雇者に配達させることになつたが、これでは迅速性と通信の秘密保持上衷心に堪えないから、この制度を取消されたいとの趣旨であります。

次に、川崎市内電話交換方式変更に関する請願の願意としますところは、川崎市内にある川崎、中原、溝ノ口及び登戸の各局は、それら交換方式を異にし、且つ同一市内でありながら市

外通話の取扱を受け、利用者は極度に不便を感じているから、その通話を市内扱にすると共に、同一方式に変更せられたいとの趣旨であります。次に私設電話に関する請願の願意としますところは、私設電話のように特定の者の利用する施設は、利用者に当の負担によつて再建拡張し、施工に当つては官営を廃し、又独占会社を退け、広く開放して、競争の下に迅速な普及及び発達を図るべきであるから、電気通信省においては、加入電話の改善と復旧に主力を注ぎ、私設電話に対しては統一的な指導の立場を以て臨みたいとの趣旨であります。

次に、都城、宮崎西市間に電話地下ケーブル線布設の請願の願意としますところは、電話線が裸線路であるため、毎年数回風水害に断線され、非常対策等に支障を来たしているから、線路を地下に布設せられたいとの趣旨であります。

委員会は以上の請願につきまして慎重審議の結果、いずれも願意を妥当なものとして認め、これを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 議事の都合により日程第二十五より日程第二十七までの請願及び日程第七十七の陳情を後に廻したいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二十八より第七十五までの請願及び日程第七十八より第九十までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員会理事仲子隆君。〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔仲子隆君登壇、拍手〕
○仲子隆君 只今議題となりました請願四十八件及び陳情十三件につきまして、建設委員会の審議の結果を御報告いたします。

請願陳情のうち河川改修に関するもの十三件、即ち北海道天塩川河口、愛知県矢作川、兵庫県市川、猪名川、福島県杉田川、岡山県吉井川下流、宮崎県大淀川上流支川、大阪府淀川、鹿児島県神ノ川、埼玉県利根川、神流川、静岡県安宿川であり、堰堤築造に関するもの四件、鳥取県日野川、岐阜県牧田川、岩手県北上川上流五ヶ所の施工及び宮崎県大淀川大淀堰堤の調査であります。又宮崎県大淀川上流部の本支川に

天塩川

天塩川

天塩川

天塩川

天塩川

天塩川

ついでには直轄河川編入を請願してあります。

砂防に関するもの七件、即ち奈良県生駒町内、生駒山腹地より防止工事、静岡県東山次川、滋賀県大戸川、岩手県膽沢川上流、島根県周布川、岡山県下各河川、宮崎県下各河川であり、根本的治山治水方策として砂防工事は最も強力なる遂行を要するところであり、治山治水事業についても三件あり、根本的治山治水事業の急速なる断行を要請するもの、及び地方的なものとしては、長野県下の犀川、千曲川、稲花川及び同県女鳥羽川附近の施工であります。

災害復旧事業に関するものは十件、宮崎、長野三件、福岡、茨城、鹿児島諸県及び愛知県一ノ宮市碧南地区の地震災害、福岡県宇美町、又地震復興が終戦以来四ヶ年を経て今尙遅々として進まない状況に対して速かなる本事業の完遂を要請しております。

治山、治水、災害復旧、戦災復興に関する諸件は、現下最も緊急なるものでありまして、積極適切な施策を講ずるよう特に要請する次第であります。

次に道路に関して八件、国道第三号線中、兵庫県姫路市以西東境までの区間、国道第五号線山形県雄勝、主難坂の両峠、富山県城端、岐阜県白鳥間の城白線、北海道天塩町内の産業道路、福島県南会津街道の改修の外、四国西南地域の幹線道路の国道編入と改修、名古屋大阪間産業道路建設路線の請願であり、橋梁につきましては四件、愛知県失作橋、兵庫県夢前橋の架換及び岐阜県竹ヶ鼻と愛知県起町間木曾川架

橋、北海道天塩川の架橋に関するものであります。道路橋梁に関する諸件は、地方交通の利便、産業の発達上その必要を認め、国道の編入、路線の決定は将来実施を要するものと認め、これを採択したものであります。

次に十津川、紀の川総合開発事業の速かなる実施、住宅組合に対する長期低利の融資、庶民住宅建設助成及びその処分、上水道整備事業の国庫補助増額、島根県の公共事業の実施、盛岡市所在の戦災者、引揚者仮收容所の設備改善、静岡県下、雄踏町所在地方公務局支庁庁舎建築の要請は、いずれもその必要を認めました。

以上当委員会においては慎重審議の上、国土の保全、開発、民生の安定、経済再建の基盤を造成するために、これを院議に付し、内閣に送付すべきものと決定した次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により午後一時半まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩
午後四時二十七分閉議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。参事を

して報告いたさせます。

〔河野参事助言〕
本日議員徳川頼貞君外二十四名から、委員会の審査省略の要求書を附し左の議案を提出した。

ユネスコ運動に関する決議案(徳川頼貞君外二十四名発議)

本日委員長から左の報告書を提出した。

漁業法案可決報告書

漁業法施行法案可決報告書

日本専売公社法の一部を改正する法律案可決報告書

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

外国為替特別会計法案可決報告書

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国際観光事業の助成に関する法律案可決報告書

本日水産委員青山正一君から左の少数意見報告書を提出した。

漁業法案及び漁業法施行法案に対する少数意見報告書

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、ユネスコ運動に関する決議案(徳川頼貞君外二十四名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては徳川頼貞君外二十四名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発

議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。徳川頼貞君。

ユネスコ運動に関する決議案

右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十四年十一月二十九日

発議者

徳川 頼貞 城 義臣

松野 喜内 左藤 義詮

橋本萬右衛門 團 伊能

小野 光洋 大野木秀次郎

小林 英三 堀 未治

小串 清一 岡田喜久治

遠山 丙市 浅岡 信夫

伊達源一郎 竹下 豊次

河井 彌八 高田 寛

村上 義一 早川 慎一

野田 俊作 山田 節男

梅津 錦一 山下 義信

浅井 一郎

参議院議長佐藤尚武殿

ユネスコ運動に関する決議

憲法第九條によつて永久に戦争を放棄した日本国民こそ人間の心によつて永遠の平和を築き上げることが目的とするユネスコの精神と運動に最大の関心をもちべき義務がある。

われらは、わが国に駐日代表を派遣し、わが国の平和運動に多大の支援を與えているユネスコ本部の厚意に感謝するとともに、一刻も速かに

正式参加を許容されんことを希望する。政府は、盛り上がりつつある民間ユネスコ運動に相応じ、速かにこれを一層促進する措置を講ずべきである。

右決議する。

〔徳川頼貞君登壇、拍手〕

○徳川頼貞君 只今上程されましたユネスコ運動に関する決議案の提案理由を説明いたします。

ユネスコ即ち国際連合教育科学文化機関は、皆様に御承知のように国際連合の有力なる専門機関でありまして、教育、科学及び文化の領域を通じての国際的協力によりまして、世界平和に貢献せんとするものであります。すでに参加国三十四と、外にオブザーバーを派遣するもの九ヶ国を数えておるものであります。新憲法の下、平和的にして文化的なる国家の建設を全世界に約束し、国家の名譽にかけて全力を挙げてこの崇高なる理想の達成を誓つて参りました我々といまして、ユネスコ精神を国内に普及徹底せしむることは、現下の最も必要のことと思つております。我々国会議員は、すでに新憲法の施行に伴いまして、新国会の発

足と同時にユネスコの研究を始め、全国的推進運動に協力を続けて参つたのであります。各地の協力会もすでに六十八を数えまして、活潑に活動をしておるようになったのであります。この現状はユネスコ本部の認めることとなりまして、本年五月我が国に駐日代表を派遣し事務所を開設されるまでになりました。又九月パリにおきまして開催されましたところの第四回ユネスコ総会におきましては、

官報号外 昭和二十四年十一月三日 参議院会議録第三十二号 会議 議事日程追加の件 ユネスコ運動に関する決議案(委員会審査省略要求事件) 二六九

日本におけるユネスコ活動を拡大すること、ユネスコの専門家技術家会議には日本代表の参加を認めること、ユネスコの諸会議には日本人オブザーバーの参加を許可すること等を決議しましたのであります。即ち日本におきましてユネスコ活動は、すでに諸国家の支持するところとなつたのであります。誠に喜びに堪えぬ次第なのであります。そこで我々はこれを一契機といたしまして、ここに国会の分野におけるユネスコ運動を起しまして、全国的活動に更に拍車をかけ、我が国の正式参加促進の一助ともしたいと思つてあります。以上が本決議案の提案理由であります。これより決議案を朗読いたします。

ユネスコ運動に関する決議案
憲法第九條によつて永久に戦争を放棄した日本国民こそ、人間の心によつて永遠の平和を築き上げることが目的とするユネスコの精神と運動に最大の関心をもちべき義務がある。

われらは我が国に駐日代表を派遣し、我が国の平和運動に多大の支援を與へてユネスコの本部の厚意に感謝すると共に、一刻も速かに正式参加を許容されることを希望する。政府は盛り上りつゝある民間ユネスコ運動に相応じ、速かにこれを一層促進する措置を講ずべきである。
右決議する。

何とぞこの決議案に御賛成の程を切に希望いたします次第であります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対して討論の通告がございます。順次発言を許します。久松定武君。

〔久松定武君登壇、拍手〕

○久松定武君 私は今上程になりましたユネスコ運動に関する決議案に対して賛成をいたすものでございます。私は憲法第九條の規定を特に重大なるものと考えておるものでございませぬ。併しながら単に憲法の條文で戦争放棄を宣言しただけでは何にもなりません。何故戦争が起きるか、どうしたから戦争が起きるのを防ぐことができるかという問題を真剣に考えなければならぬと存じます。戦争の具体的な原因は種々さまざまでありましようが、戦争の根本的原因として、戦争は人間の心の中から起るとユネスコが宣言したのであります。問題の核心を衝いたものであると私は考へるのであります。戦争の原因を人間の心に求める思想は、余りに素朴簡單な思想と批判する者もあるかも知れません。併しながら真理というものは常に單純明白なものであります。あらゆる戦争の究極的原因を突き詰めますと、結局それは人間の心に歸着するのであります。経済的や、政治的や、又軍事的な事情は國家を戦争へ駆り立てるが、實際はこれらにむしる戦争への條件に過ぎないと存じます。戦争を起すか起さないかは突に飽くまでも人間の心にあるものであると信じます。ユネスコがこの簡單にして明白な原理を極めて率直な言葉で言い切つておることに對して、私は深く敬意を表せざるを得ないのでございませぬ。(同感)と呼ぶ者あり

ユネスコは、戦争は人間の心の中から起るといふ動かしべからざる前提から出発しております。それではどうすれば人間の心から戦争の原因を取り去ることができるかという問題を考へますと、それには、風土が違ひ、言語が異なり、歴史や習慣が異なるいろ／＼な國民が、お互ひによりよく相手を理解し合うことが最も必要だと結論に達したのでございませぬ。而して各國民の間の相互の理解を深める手段として、教育、學術、文化の促進と、その國際的交流を取り上げたのでございませぬ。日本の新憲法は、すでに戦争の放棄を宣言してゐるものであります。この新らしい憲法を作つた日本の人として、ユネスコの精神と運動に誠心誠意協力すべきことは当然であると共に、平和運動に最善を盡すことは、過去において恐るべき戦争を起した責任のある日本人の義務であります。我が国は未だ正式にユネスコに参加を許されておりませんが、ユネスコ本部は、我が国にすでに代表を派遣し、我が国のユネスコ運動に多大の援助を與へられておられます。我が国としては、この厚意に對し心から感謝の意を表すると同時に、この厚意に對し最大の努力を以て酬いなければなりません。聞くところによりますと、我が国におけるユネスコ運動の盛んなことは、アメリカに次ぐものがあると言われております。この際、政府はユネスコ本部の厚意と國民の間に盛り上りつゝあるユネスコ運動への熱意に應じて、一層これを促進するために適當な措置を速かに講ずべきであると信ずるものでございませぬ。以上の理由によりまして、私は本決議案に賛成の意を表するものでございませぬ。(拍手)

とができるかという問題を考へますと、それには、風土が違ひ、言語が異なり、歴史や習慣が異なるいろ／＼な國民が、お互ひによりよく相手を理解し合うことが最も必要だと結論に達したのでございませぬ。而して各國民の間の相互の理解を深める手段として、教育、學術、文化の促進と、その國際的交流を取り上げたのでございませぬ。日本の新憲法は、すでに戦争の放棄を宣言してゐるものであります。この新らしい憲法を作つた日本の人として、ユネスコの精神と運動に誠心誠意協力すべきことは当然であると共に、平和運動に最善を盡すことは、過去において恐るべき戦争を起した責任のある日本人の義務であります。我が国は未だ正式にユネスコに参加を許されておりませんが、ユネスコ本部は、我が国にすでに代表を派遣し、我が国のユネスコ運動に多大の援助を與へられておられます。我が国としては、この厚意に對し心から感謝の意を表すると同時に、この厚意に對し最大の努力を以て酬いなければなりません。聞くところによりますと、我が国におけるユネスコ運動の盛んなことは、アメリカに次ぐものがあると言われております。この際、政府はユネスコ本部の厚意と國民の間に盛り上りつゝあるユネスコ運動への熱意に應じて、一層これを促進するために適當な措置を速かに講ずべきであると信ずるものでございませぬ。以上の理由によりまして、私は本決議案に賛成の意を表するものでございませぬ。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 金子洋文君。
金子洋文君。どうも暫らく
「了した」余計なことを言ふな」と呼ぶ者あり、笑聲)
○金子洋文君 私は日本社会党を代表いたしましたして本決議案に賛意を表するものであります。
國際連合教育科學文化機關即ちユネスコは、過去の歴史に見られない獨特の機構であり運動とされているのであります。この運動が終戦後、期せずして多くの支持を得て発足したゆえんのもは、申すまでもなく第二次世界大戰の結果であります。同時に終戦の間際において二個の原子爆弾が使用されたことも大なる原因をなしているのであります。二個の原子爆弾が広島と長崎に投下されたとき、世界の人は思いも寄らない衝撃を受けたのであります。バートランド・ラッセルの表現を借りますと、世界に巻き起つた反響は一種茫然とした驚きであつたと言われております。そして誰しも考へたことは、双方原子爆弾による大規模の原子戦争が始まつたならば、人類はみずから発見創造した科學のために滅亡するだらうという考へであつたのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)このうした人間に対する不信と絶望の念を抱きながら、人々は戦禍の未だ生々しいロンドンのユネスコ大会に参集したのであります。このときの議長になつた英國代表の文部大臣エレン・ウィルキン女史も同じ危惧の念を述べておるのであります。「今日、我々は、科學者がこの次に何をせよか、非常な危惧の念で疑つておる。科學者がヒューマニズムと善接に結び合ひ、彼らの研究の成果に對して人類に責任を感じ

じるようにする必要がある。ユネスコの表題中に科學の言語を是非入れて欲しいと主張したのは科學者自身であつたことは欣快に堪へない。」正にその通りでありまして、物質科學が人間科學即ち広い大きな意味のヒューマニズムと手を握らうとしなかつたならば、次の戦争は人類滅亡の端緒をなすであらうことは言ふまでもないことだらうと思ひます。
「戦争は人間の心の中で始まるものであるから、人間の心の中で平和の防衛が建設されなければならない。」この言葉はユネスコ憲章の冒頭にある有名な一節であつて、すでに皆さんも御承知のことと思ひます。この憲章の草案者は、アメリカ國務省の文化局長であり左翼詩人のマックレンソン氏と聞いておりますが、そう聞くと、詩人らしい風格があつて、肌ざわりがよく、幾分甘さもあつて、一般に快く玩味されるゆえんであります。それだけに、ありきたりの精神的な平和運動と誤解される懸念もありません。併しユネスコ運動が従来の平和運動と異なる点は、政治、經濟等の物質面を拒当する國際連合と表裏一体の運動であることであつて、人類の知的及び體性的結合によつて平和を守らうとするのであります。現在日本においては、全国に六十八の協力会があり、その外にユネスコ議員連盟や、世界になつてゐるユネスコ・クラブ等があつて、活動してゐるのであります。この運動は官僚に指導される運動であつてはならないし、特定の団体や活動しない有名人を首脳部に置く運動であつてはならないのであります。

それは飽くまでも主権在民に即応したところの民官一致の運動でなければならぬのであります。然るに今回エネスコ運動の発議調査のためにアメリカへ派遣された人々の顔ぶれを見ますと、外務関係一名、文部関係一名、民間協力関係一名となつておりました。職前と変りない人選となつておるのであります。この人選に対しては民間においてもさういふ非難があらまして、将来のエネスコ運動に対して禍根を残す虞れがありますので、この点について政府はどのような考えを持つてこの運動に臨もうとしておられるか、その所見を伺うことができれば幸いです。以上を述べた後私は本決議案に賛意を表するものであります。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)
只今の決議に対し文部大臣より発言を求められました。高瀬文部大臣。
〔国務大臣高瀬文部大臣君登壇、拍手〕

○国務大臣(高瀬文部大臣君) 只今の御決議に對しまして、政府の所見を申し上げたいと思ひます。
教育、科学及び文化の國際的な協力を促進し、世界の恒久的平和に貢獻しようとするエネスコ運動と、平和を基調とする文化國家建設を目指しておりま

す我が國の高遠な理想とは、極めて深い關係のありますことは明らかであります。政府は從來におきましても我が國內のエネスコ運動の發展を促進いたしましたために相當の努力をして参つたのであります。が、今回の御決議によりまして更に決意を固めまして、御決議の趣旨に副しよう一層の努力をいたしたいと考へております。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、漁業法案及び漁業法施行法案、(いずれも第五回国会内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。尚、兩案については少致意見の報告書が提出せられております。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。
〔審査報告書及び少致意見報告書は都合により最終号附録に掲載〕

漁業法案
第五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。
昭和二十四年十一月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武郎
(小字及び一は衆議院院誌)

漁業法案
漁業法
目次
第一章 総則(第一條―第五條)
第二章 漁業権及び入漁権(第六條―第五十一條)

第三章 指定遠洋漁業(第五十二條―第六十四條)
第四章 漁業調整(第六十五條―第七十四條)
第五章 免許及び許可料(第七十五條―第八十一條)
第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会
第一節 総則(第八十二條―第八十三條)
第二節 海区漁業調整委員会(第八十四條―第八十四條)
第三節 連合海区漁業調整委員会(第八十五條―第八十七條)
第四節 中央漁業調整審議会(第八十二條―第八十四條)
第五節 雜則(第八十五條―第八十九條)
第七章 土地及び土地の定着物の使用(第九十條―第九十六條)
第八章 内水面漁業(第九十七條―第九十九條)
第九章 雜則(第九十三條―第九十七條)
第十章 罰則(第九十八條―第一百四十五條)

附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、漁業生産に關する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を發展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。
(適用範圍)
第三條 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
第四條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。
(共同申請)
第五條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項については二人以上共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、これを行政庁に届け出なければならぬ。代表者を変更したときもまた同じである。
2 前項の届出がないときは、行政庁は、代表者を指定する。
3 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。
4 前三項の規定は、二人以上共同して漁業権又はこれを目的とする場合にも適用する。

第二章 漁業権及び入漁権
(漁業権の定義)
第六條 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。
3 「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいう。
一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十五メートル以上であるもの
二 北海道においてにしん、いわし、さけ又はます(陸封性のものを除く。)を主たる漁獲物とするもの
4 「区画漁業」とは、左に掲げる漁業をいう。
一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業
二 第二種区画漁業 土、石、竹、木等によつて閉まれた一定の区域内において営む養殖業
三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの
5 「共同漁業」とは、左に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。
一 第一種共同漁業 梅澤貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
二 第二種共同漁業 網漁具(えりやな類を含む。)を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの
三 第三種共同漁業 地びき網漁

第一條 この法律は、漁業生産に關する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を發展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

第二章 漁業権及び入漁権
(漁業権の定義)
第六條 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

第三章 指定遠洋漁業
第四章 漁業調整
第五章 免許及び許可料
第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会
第七章 土地及び土地の定着物の使用
第八章 内水面漁業
第九章 雜則
第十章 罰則

附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、漁業生産に關する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を發展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

業、鯊びき網漁業、飼付漁業、しいらづけ漁業又はつきいそ漁業

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五 第五種共同漁業 湖沼(主務大臣の指定するものを除く。以下第二十五條までに於て同じ)又は主務大臣の指定する湖沼に準ずる水面において営む漁業であつて前四号に掲げるもの以外のもの

(入漁権の定義) 第七條 この法律において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の共同漁業権又はひび建築殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する湖沼においてその漁業権を営む権利をいう。

第八條 漁業協同組合の組合員であつて漁民(漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。)であるものは、定款の定めるところにより、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する共同漁業権、区画漁業権、(ひび建築殖業、かき養殖業、第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼以外の内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。)又は入漁権の範囲内において各自漁業を営む権利を有する。

(漁業権に基かない定置漁業等の禁止) 第九條 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基くものでなければ、営んではならない。

(漁業の免許) 第十條 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

(免許の内容等の事前決定) 第十一條 都道府県知事は、漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業についてはその関係地区をあらかじめ定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、申請期間又は関係地区を変更することができる。

3 海区漁業調整委員会は、前二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公開を開き、利害關係人の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により免許の内容たるべき事項、申請期間及び関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

(海区漁業調整委員会への諮問) 第十二條 第十條の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(免許をしない場合) 第十三條 左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしない。

一 申請者が第十四條に規定する適格性を有する者でない場合

二 第十一條第三項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合

三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合

四 漁業調整その他公益上必要があると認められる場合

五 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

2 前項第五号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の許可をもちてその者の同意に代えることができる。

3 前項の許可に対する裁判に関し ては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

4 第一項第五号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。

(免許についての適格性) 第十四條 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の重要な違反者であること。

二 労働に関する法令の重要な違反者であること。

三 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁場の民主化を阻害すると認められた者であること。

四 前三号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上の申請に係る漁業の経営を支配するに至る虞があること。

一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁場の民主化を阻害すると認められた者であること。

二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるものであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営を支配される虞があると認められた者であること。

2 ひび建築殖業、かき養殖業、内水面(第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼を除く。以下第二十五條までにおいて同じ。)における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許については、地元地区(自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。)の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。但し、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。

一 その組合員(漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。)のうち〇当該漁業を営む者(内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。)の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち〇地元地区内に住所を有し、〇当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

3 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする

漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して同項に規定する漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。

4 第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。

5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の見解をきかなければならない。

6 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。

- 一 その組合員のうち〇〇年(〇〇年)に三〇日(三〇日)以上沿岸漁業(第七十五條第三項に掲げる漁業と第二百二十七條に規定する内水面における

漁業とを除外した漁業をいう。以下同し。)を営む者(湖沼における二十七日に規定する内水面における共同漁業の免許については当該湖沼に於いて漁業を営む者。以下同し。)
〇〇年(〇〇年)に三〇日(三〇日)以上沿岸漁業を営む者の世帯の数の三分の二以上であるもの。

7 第三項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業」とあるのは「一年に三十日以上沿岸漁業」と読み替へるものとする。

8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と第十一條に規定する関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第六十七條第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

9 旧漁業法(明治三十四年法律第三十四号)施行前からの慣行によりこの法律施行の際現に効力を有する専用漁業権を有している市、町、村、町村組合又は財産区であつて特別の事情によりこれに免許をするのが相当であると認められるものは、第六項の規定にかかわらず、第一種共同漁業の免許について適格性を有する。

第十五條 漁業の免許は、優先順位によつてする。
(定置漁業の免許の優先順位)
第十六條 定置漁業の免許の優先順位は、左の順序による。
一 漁業者又は漁業従事者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者
二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者
三 前二号に掲げる者以外の者
三 前項の規定において「経験」とは、その申請の日以前十年(この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十年)の間に於いて、漁業を営み又はこれに従事したことをいう。以下第十九條までにおいて同じである。

4 前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業の漁場の存在する第八十四條第一項の海区(以下「当該海区」といふ。)において経験がある者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前四項の規定により同順位のある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 労働条件
二 地元地区内に住所を有する漁民等に当該漁業の経営に参加する程度
三 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参与する程度
四 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力
五 当該漁業にその者の経営が依存する程度
六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

6 地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前五項の規定にかかわらず、第一順位とする。
一 漁業を営むことを主たる目的とする者であること。
二 構成員の過半数が、当該海区においてその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるか又は当該漁業の免許が他の

者にされたときは従前の生業を失うに至る者であること。
三 構成員の三分の二以上がその営む事業に常時従事する者であること。
四 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であること。
五 構成員のうちその営む事業に常時従事する者の出資額が総出資額の過半数を占めていること。
六 一構成員の出資額が構成員の平均出資額の二倍に相当する額をこえず、且つ、その出資額をこえることができる額の最高限度が定められていること。
七 構成員が各自一個の議決権を有すること。

7 前項の規定により同順位のある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について第五項第三号から第六号までに掲げる事項を勘案しなければならない。

8 第六項の規定は、北海道においては適用しない。

9 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつてその組合員(二以上共同して申請した場合)はこれらの組合員(組合員)のうち漁民である者の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前八項の規定

に該当するものは、前八項の規定

区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

- 一 漁業者又は漁業従事者
- 二 前号に掲げる者以外の者

- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
- 一 真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者
- 二 前号に掲げる者以外の者

- 3 第一項及び前項第二号の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
- 一 地元地区内に住所を有する者
- 二 前号に掲げる者以外の者

- 4 前三項の規定により同順位のある者がある場合には、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。
- 一 労働条件
- 二 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度。大規模の経営の場合にあつては、特に、当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度
- 三 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力。特に当該漁業に関する進歩的企画の程度

- 四 当該漁業にその者の経済が依存する程度
- 五 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

- 5 前四項の規定の適用に関して、第十六條第十二項、第十四項、

第十六項及び第十七條第八項の規定を準用する。

(共同漁業の免許の優先順位)

- 第二十條 第一種共同漁業の免許の優先順位は、左の順序による。
- 一 第十四條第六項の規定により適格性を有する者
- 二 同條第九項の規定により適格性を有する者

(漁業権の存続期間)

- 第二十一條 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五年、共同漁業権にあつては十年とする。
- 2 区画漁業権については、前項の期間は、その満了の際、漁業権者の申請により、延長することができる。

- 3 前項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、第二十七條から第二十九條第一項若しくは第二十二條及び第四十條までの規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、期間延長の免許をしなければならない。
- 4 第二項の規定により延長する期間は五年とする。但し、再延長を妨げない。

- 5 都道府県知事は、漁業調整のため必要な限度において第一項又は前項の期間より短い期間を定めることができる。
- (漁業権の分割又は変更)
- 第二十二條 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第十二條(海区漁業調整委員会への諮問)及び第十三條(免許をしない場合)の規定を準用する。

(漁業権の性質)

- 第二十三條 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。
- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二編第八章(先取特権)及び第九章(質権)の規定は定置漁業権及び区画漁業権(ひび、鮎養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権)であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ。(一)に、第八章から第十章まで(先取特権、質権及び抵当権)の規定は、ひび、鮎養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権にいずれも適用しない。

- (抵当権の設定)
- 第二十四條 定置漁業権又は区画漁業権について抵当権を設定した場合同じにおいて、その漁場に定置した工作物は、民法第三百七十條(抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲)の規定の準用に關しては、漁業権

- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二編第八章(先取特権)及び第九章(質権)の規定は定置漁業権及び区画漁業権(ひび、鮎養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権)であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ。(一)に、第八章から第十章まで(先取特権、質権及び抵当権)の規定は、ひび、鮎養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権にいずれも適用しない。

- (漁業権の移転の制限又は禁止)
- 第二十六條 区画漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、移転(譲渡、質納処分、強制執行)及び抵当権の実行による移転をいふ。第二項、第二十七條第

- 3 第一項の譲渡があつたときは、
○先取特権又は質権は、消滅する。
○抵当権は、消滅する。
- (漁業権の移転の制限又は禁止)
- 第二十六條 区画漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、移転(譲渡、質納処分、強制執行)及び抵当権の実行による移転をいふ。第二項、第二十七條第

- 2 都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 第二十七條 区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、
○先取特権又は質権は、移転の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合には、この限りでない。

- 2 前項但書の規定による定置漁業権の移転には、前條の規定を準用する。
- (相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権)
- 第二十八條 相続によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないとき認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。(水面使用の権利義務)
- 第二十九條 漁業権者の有する水面使用に關する権利義務は、漁業

に附加してこれと一体を成す物とみなす。定置漁業権又は区画漁業権が先取特権の目的となる場合も同様である。

2 定置漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、抵当権の目的となることができない。

- 3 都道府県知事は、定置漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要なる資金の融通のため必要なものと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 3 前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- (区画漁業権の譲渡により)
○先取特権又は質権は、消滅する。
○抵当権は、消滅する。

- 第二十五條 ひび、鮎養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権については、
○先取特権又は質権は、消滅する。
○抵当権は、消滅する。

- 2 都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 第二十七條 区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、
○先取特権又は質権は、移転の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合には、この限りでない。

- 2 前項但書の規定による定置漁業権の移転には、前條の規定を準用する。
- (相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権)
- 第二十八條 相続によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないとき認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。(水面使用の権利義務)
- 第二十九條 漁業権者の有する水面使用に關する権利義務は、漁業

- 2 都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 第二十七條 区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、
○先取特権又は質権は、移転の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合には、この限りでない。

- 2 前項但書の規定による定置漁業権の移転には、前條の規定を準用する。
- (相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権)
- 第二十八條 相続によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないとき認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。(水面使用の権利義務)
- 第二十九條 漁業権者の有する水面使用に關する権利義務は、漁業

- 2 都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 第二十七條 区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、
○先取特権又は質権は、移転の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合には、この限りでない。

者が当該漁業権の行使の許可、認可その他の処分に従う。

第三十條 漁業権は、貸付の目的となることができない。

第三十一條 漁業権は、第五十條の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

第三十二條 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

第三十三條第二項から第四項までは、前項の同意に準用する。

第三十四條 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認め申請し、又は漁業権に制限又は条件を付けることができる。

第三十五條 漁業権者が一漁業時期以上になつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六條 前條の休業期間中は、第十四條第一項に規定する適格性を有する者は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

第三十七條 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者に対して、当該漁業権の免許料の全部又は一部を負担すべきことを命ずることができる。

第三十八條 漁業の免許を受けた後、漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

第三十九條 前項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第四十條 前項の規定による処分をしたときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第四十一條 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、登録した抵当権者にその旨を通知しなければならない。

第三十條 漁業権は、貸付の目的となることができない。

第三十一條 漁業権は、第五十條の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

第三十二條 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

第三十三條第二項から第四項までは、前項の同意に準用する。

第三十四條 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認め申請し、又は漁業権に制限又は条件を付けることができる。

第三十五條 漁業権者が一漁業時期以上になつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六條 前條の休業期間中は、第十四條第一項に規定する適格性を有する者は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

第三十七條 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者に対して、当該漁業権の免許料の全部又は一部を負担すべきことを命ずることができる。

第三十八條 漁業の免許を受けた後、漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

第三十九條 前項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第四十條 前項の規定による処分をしたときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第四十一條 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、登録した抵当権者にその旨を通知しなければならない。

第六項の規定により補償すべき損失は、前項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

第七項の補償金額は、都道府県知事が海区域漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて決定する。

第八項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその補償を請求することができる。

第九項の規定により取り消された漁業権の上記先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権又は抵当権者から供託をしなければ、その補償金を供託しなければならない。

第十項の規定により取り消された漁業権の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

第十一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県知事は、その者に対し、第一項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。

第十二項の規定による、第八項、第九項、第三十四條第二項、第三十五條第一項、第三十六條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間中は、前項の期間に算入しない。

第十三項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第十四項の規定による、第三十四條第四項(第五項)の規定を準用する。

第十五項の規定による漁業権の(適格性の喪失等による)漁業権の(取消)

第三十八條 漁業の免許を受けた後、漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

第三十九條 前項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第六項の規定により補償すべき損失は、前項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

第七項の補償金額は、都道府県知事が海区域漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて決定する。

第八項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその補償を請求することができる。

第九項の規定により取り消された漁業権の上記先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権又は抵当権者から供託をしなければ、その補償金を供託しなければならない。

第十項の規定により取り消された漁業権の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

第十一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県知事は、その者に対し、第一項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。

第十二項の規定による、第八項、第九項、第三十四條第二項、第三十五條第一項、第三十六條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間中は、前項の期間に算入しない。

第十三項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第十四項の規定による、第三十四條第四項(第五項)の規定を準用する。

第十五項の規定による漁業権の(適格性の喪失等による)漁業権の(取消)

第三十八條 漁業の免許を受けた後、漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

第三十九條 前項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第六項の規定により補償すべき損失は、前項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

第七項の補償金額は、都道府県知事が海区域漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて決定する。

第八項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその補償を請求することができる。

第九項の規定により取り消された漁業権の上記先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権又は抵当権者から供託をしなければ、その補償金を供託しなければならない。

第十項の規定により取り消された漁業権の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

第十一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県知事は、その者に対し、第一項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。

第十二項の規定による、第八項、第九項、第三十四條第二項、第三十五條第一項、第三十六條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間中は、前項の期間に算入しない。

第十三項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第十四項の規定による、第三十四條第四項(第五項)の規定を準用する。

第十五項の規定による漁業権の(適格性の喪失等による)漁業権の(取消)

第三十八條 漁業の免許を受けた後、漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

第三十九條 前項の規定により漁業権を取り消すときは、都道府県知事は、海区域漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第三十九條第一項の規定による取
消の場合約は、この限りでない。

3 漁業権は、前項の期間内又は贖
売の手続完了の日まで、贖売の目
的の範囲内においては、なお存続
するものとみなす。

4 贖売による売得金は、贖売の費
用及び第一項の権利者に対する債
務の弁済に充て、その残金は国庫
に帰属する。

5 贖売を許す決定が確定したとき
は、漁業権の取消はその効力を生
じなかつたものとみなす。

(漁場に定着した工作物の買取)

第四十二條 漁場に定着する工作物
を設置して漁業権の価値を増大せ
しめた漁業者は、その漁業権が
消滅したときは、当該工作物の利
用によつて利益を受ける漁業の免
許を受けた者に対し、時価をもつ
て当該工作物を買取するべきこと
を請求することができる。但し、
漁業に関する法令の違反、適格性
の喪失その他その者の責に帰すべ
き事由によつて漁業権が消滅した
ときは、この限りでない。

(入漁権の性質)

第四十三條 入漁権は、物権とみな
す。

2 入漁権は、相続及び譲渡の目的
となる外、権利の目的となること
ができない。

3 入漁権は、漁業権者の同意を得
なければ、譲渡することができな
い。

(入漁権の内容の書面化)

第四十四條 入漁権については、書
面により左に掲げる事項を明らか

にしなければならない。

一 入漁すべき区域

二 入漁すべき漁業の種類、漁獲
物の種類及び漁業時期

三 存続期間の定めがあるときはそ
の期間

四 入漁料の定めがあるときはその
事項

五 漁業の方法について定めがある
ときはその事項

六 漁船、漁具又は漁業者の数に
ついて定めがあるときはその事項

七 入漁者の資格について定めがあ
るときはその事項

八 その他入漁の内容

(裁定による入漁権の設定、変更
及び消滅)

第四十五條 入漁権の設定を求めた
場合において漁業者が不当にそ
の設定を拒み、又は入漁権の内容
が適正でないとして認めその変更若
しくは消滅を求めた場合において
相手方が不当にその変更若しくは
消滅を拒んだときは、入漁権の設
定、変更又は消滅を拒まれた者
は、海区漁業調整委員会に対し
て、入漁権の設定、変更又は消滅
に関する裁定を申請することがで
きる。

2 前項の規定による裁定の申請があ
つたときは、海区漁業調整委員
会は、相手方にその旨を通知し、
且つ、命令の定めるところによ
り、これを公示しなければならない
い。

3 第一項の規定による裁定の申請
の相手方は、前項の公示の日から
二週間以内に海区漁業調整委員会

に意見書を差し出すことができ
る。

4 海区漁業調整委員会は、前項の
期間を経過した後には審議を開始し
なければならない。

5 裁定は、その申請の範囲をこえ
ることができない。

6 裁定においては、左の事項を定
めなければならない。

一 入漁権の設定に関する裁定の
申請の場合にあつては、設定す
るかどうか、設定する場合はそ
の内容及び設定の時期

二 入漁権の変更に関する裁定の
申請の場合にあつては、変更す
るかどうか、変更する場合はそ
の内容及び変更の時期

三 入漁権の消滅に関する裁定の
申請の場合にあつては、消滅さ
せるかどうか、消滅させる場合
は消滅の時期

7 海区漁業調整委員会は、裁定を
したときは、遅滞なくその旨を裁
定の申請の相手方に通知し、且
つ、命令の定めるところにより、
これを公示しなければならない。

8 前項の公示があつたときは、そ
の時に、裁定の定めるところによ
り当事者間に協議がととのつたも
のとみなす。

(入漁権の存続期間)

第四十六條 存続期間について別段
の定めがない入漁権は、その目的た
る漁業権の存続期間中存続するも
のとみなす。但し、入漁権者は、
何時でもその権利を放棄すること
ができる。

(入漁権の共有)

第四十七條 第三十二條及び第三十
三條(漁業権の共有)の規定は、入
漁権を共有する場合に準用する。

(入漁料の不拂等)

第四十八條 入漁権者が入漁料の支
拂を怠つたときは、漁業権者は、
その入漁を拒むことができる。

2 入漁権者が引き續き二年以上入
漁料の支拂を怠り、又は被産の宣
告を受けたときは、漁業権者は、
入漁権の消滅を請求することがで
きる。

第四十九條 入漁料は、入漁しない
ときは、支拂わなくてもよい。

(登録)

第五十條 漁業権、これを目的とし
る抵当権及び入漁権の設定、保
存、移転、変更、消滅及び処分
の制限並びに第三十九條第一項又は
第二項の規定による漁業権の行使
の停止及びその解除は、免許漁業
権原簿に登録する。

2 前項の登録は、登記に代るもの
とする。

3 前二項に規定するものの外、登
録に關して必要な規定は、命令で
定める。

(裁判所の管轄)

第五十一條 裁判所の土地の管轄が
不動産所在地によつて定まる場合
には、漁場に最も近い沿岸の属す
る市町村を不動産所在地とみな
す。

第三章 指定遼洋漁業

(指定遼洋漁業)

第五十二條 大型捕鯨業、以西ト
ロール漁業、以西機船底びき網漁
業又は遼洋かつおまぐろ漁業(以

下「指定遼洋漁業」と総称する。)は、船船ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない、管んではならな
い。

2 「大型捕鯨業」とは、スクリニー
を備える船船によりもろづつを使
用して鯨をとる漁業であつてミン
クを除くひげ鯨又はまつこ鯨を
目的とするものをい、以西ト
ロール漁業」とは、トロール漁業
(スクリニーを備える船船により
オウターロール又はビームト
ロールを使用して管ん漁業をい
う。)であつて北緯二十五度以北、東
経百三十度以西の海面(但し、北緯
三十六度以北の日本海を除く。)に
おいて管んものをい、以西機
船底びき網漁業」とは、トロール
漁業及び主務大臣の指定する漁業
を除く外、総トン数五十トン以上
のスクリニーを備える船船により
底びき網を使用して管ん漁業であ
つて北緯二十五度以北、東経百三
十度以西の海面(但し、北緯三十
六度以北の日本海を除く。)にお
いて管んものをい、遼洋かつ
おまぐろ漁業」とは、総トン数百
トン以上のスクリニーを備える船
船により釣又はうきはえなわを使
用してかつお、まぐろ、かじき又
はさめをとる漁業をいう。但し、
母船式漁業(製造、冷蔵その他の
処理設備を有する母船又はその附
属船により管ん漁業をいう。)を
除く。

(許可の定数)

第五十三條 主務大臣は、指定遼洋
漁業の種類ごとに、許可を受けて

これに従事することが出来る船舶の定数を定めなければならない。

2 前項の定数は、中央漁業調整審議会の意見をきき、資源量、当該漁業を現に営み、又は営もうとする者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に考察して定めなければならない。その変更についてもまた同じである。

3 主務大臣は、第一項の定数を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(起業の認可)

第五十四條 指定遠洋漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十五條 起業の認可を受けた者がその起業の認可に基いて指定遠洋漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から主務大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。(許可又は起業の認可をしない場合) 第五十六條 左の各号の一に該当す

る場合は、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が第五十七條に規定する適格性を有する者でない場合
二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合
三 漁業調整その他公益上必要があるとき認められる場合

2 主務大臣は、前項の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者に対する理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の場において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(許可についての適格性)

第五十七條 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可については適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の違反な違を著しく欠く者であること。
二 労働に関する法令の違反な違を著しく欠く者であること。
三 許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める条件をみたさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。
五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、實質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。

2 主務大臣は、前項第三号の条件を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

(新規許可) 第五十八條 主務大臣は、毎年、第五十三條第一項の定数と現に指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数とを勘案し、当該指定遠洋漁業の現況を総合的に考察して新たに許可又は起業の許可(第五十五條第一項の規定による許可及び第五十九條の規定による許可又は起業の認可を除く。)をすべき数を定め、その数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公告しなければならない。

2 前項の申請期間は、六箇月を下ることができない。

3 第一項の期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

4 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならない数が第一項の規定により定めた数を超える場合においては、主務大臣は、許可又は起業の認可をしなければならない者を選定し、これを二以上の組に分け、各組ごとに許可又は起業の認可をすべき数を割り当ててくじびきを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。但し、主務大臣は、二以上の組に分ける必要がないと認めるときは、これを分けずにくじびきを行うことができる。

5 前項の組を分け、及びこれに割り当てるべき許可又は起業の認可の数を定めるには、左に掲げる事項を勘案しなければならない。
一 その申請に係る漁業を営んだ

経験があるかどうか。
二 前号の経験がある場合においては、現に他に当該漁業の許可又は起業の認可を受けているかどうか及び受けていない場合はその事由、受けている場合はその数。
三 第一号の経験がない場合においては、当該漁業に従事した経験があるかどうか。
四 第一号及び前号の経験がない場合においては、遠洋漁業、当該漁業と同種の水生動物を目的とする漁業その他当該漁業と類似の漁業を営み又はこれに従事した経験があるかどうか。
五 第一号及び第二号の経験がない場合においては、漁民であるかどうか。
六 漁民である場合においては、漁業を営み又はこれに従事することが本業であるか副業であるかどうか。
七 漁民でない場合においては、永続的に漁業を営もうとする者であるかどうか。

6 前五項の規定は、大型捕鯨業に適用しない。
第五十九條 左の各号の一に該当する場合又は、その申請の内容が前項の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしなければならない。

一 指定遠洋漁業の許可を受けた者が許可の期間の満了により更に許可を申請した場合

二 指定遠洋漁業の許可を受けた者がその許可を受けた船舶による漁業を廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
三 指定遠洋漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

四 指定遠洋漁業の許可を受けた者からその許可を受けた船舶を相続によつて取得し、譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、その船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

五 指定遠洋漁業の起業の認可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が起業の認可を申請した場合。但し、相続人が二人以上ある場合には、その全員が共同して申請した場合又はその全員が協議して指定遠洋漁業を営むべき者を定めその者が申請した場合に限る。

六 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併によつて成立した法人が許可又は起業の認可を申請した場合

(許可の有効期間) 第六十條 指定遠洋漁業の許可の期間は、五年とする。但し、前條第

二 指定遠洋漁業の許可を受けた者がその許可を受けた船舶による漁業を廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
三 指定遠洋漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
四 指定遠洋漁業の許可を受けた者からその許可を受けた船舶を相続によつて取得し、譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、その船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
五 指定遠洋漁業の起業の認可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が起業の認可を申請した場合。但し、相続人が二人以上ある場合には、その全員が共同して申請した場合又はその全員が協議して指定遠洋漁業を営むべき者を定めその者が申請した場合に限る。
六 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けた法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併によつて成立した法人が許可又は起業の認可を申請した場合

抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 第一項の場合において、都道府県知事(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会)のした指示については主務大臣。以下本條中同じ。)は、その指示が妥当でないことを認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

4 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は、連合海区漁業調整委員会又は、都道府県知事に対して、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならぬ。

6 前項の期間は、十五日を下ることができない。

7 第五項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第四項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

(漁法の制限)
第六十八條 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合、この限りでない。
第六十九條 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第七十條 前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。
(さく河魚類の保護)
第七十一條 主務大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2 工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、主務大臣は、その所有者又は占有者に対して、除害工事を命ずることができる。

3 前項の規定により除害工事を命じたときは、主務大臣は、工作物について権利を有する者に対して、相当の補償をしなければならぬ。但し、利害關係人の申請によつて除害工事を命じたときは、主務大臣の定めるところにより、申請者がこれを補償しなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

5 前項の訴においては、国を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

6 前項の規定による工作物の除害工事を命じたときは、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、第三十九條第十項及び第十二項(補償金の供託)の規定を適用する。
(漁場又は漁具の制限)
第七十二條 都道府県知事は、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

(公共の用に供しない水面)
第七十三條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第四條の水面に通ずるものには、命令をもつて第六十五條(漁業調整に関する命令)及び第六十八條から第七十一條まで(漁法の制限及びさく河魚類の保護)の規定並びにこれらに係る罰則を適用することができる。

(漁業監督公務員)
第七十四條 主務大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の施行に関する事務をつかさどらせる。

2 漁業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する

地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に關し、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

第五章 免許料及び許可料
(免許料及び許可料)
第七十五條 沿岸漁業の漁業者又はその許可を受けた者は、命令の定めるところにより、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならない。

2 前項の免許料及び許可料の額は、漁業の種別及び漁業の規模を考慮し、当該種別及び規模の左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

3 前項の免許料及び許可料の額は、漁業の種別及び漁業の規模を考慮し、当該種別及び規模の左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

4 前項の免許料及び許可料の額は、漁業の種別及び漁業の規模を考慮し、当該種別及び規模の左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

一 漁業法施行法(昭和二十四年法律第...号)第九條の規定による補償金の交付に要する費用
二 沿岸漁業に関する費用
三 漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び漁業権補償委員会
の費用

三 前二号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち沿岸漁業に関する分

3 左に掲げる漁業の許可を受けた者は、命令の定めるところにより、毎年、政府に許可料を納めなければならない。
一 母船式漁業
二 捕鯊業(母船式漁業を除く外、スクリューを備える船舶により、もりづつを使用し、鯊をとる漁業をいう。)

三 トロール漁業
四 以西磯船底びき網漁業
五 かつお、まぐる漁業(母船式漁業を除く外、総トン数二十ト以上のスクリューを備える船舶により、もりづつ又はうきはえなわを使用し、かつお、まぐる、かじき又はさめをとる漁業をいう。)

4 前項の許可料の額は、漁業の種別及び漁業の規模を考慮し、当該種別及び規模の左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

5 前項の許可料の額は、漁業の種別及び漁業の規模を考慮し、当該種別及び規模の左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

(減免)
第七十六條 経済状況の著しい変動、不漁、天災その他やむを得ない事由により、漁業者の負担能力が減退したため免許料又は許可料を納めることが著しく困難であると認められる場合において、中央漁業調整審議会がその年の免許

料又は許可料の徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、その年の免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するために必要な措置を講ずることができる。

2 漁業者は、その営む漁業につき不漁、天災その他やむを得ない事由によりその負担能力が減退したときは、海区漁業調整委員会に對し、その納付すべき免許料又は許可料の徴収の緩和を政府に申請すべきことを申し出ることができる。

3 前項の申請があつた場合において、海区漁業調整委員会がその申請を相当と認めて政府にその徴収を緩和すべきことを申請したときは、政府は、当該漁業者の納めるべき免許料又は許可料を減免し、その納付を猶予し、その他免許料又は許可料の納付に関する負担を軽減するために必要な措置を講ずることができる。

(徴収の市町村への委任)
第七十七條 政府は、免許料又は許可料の徴収を市町村にさせることができる。

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、政府は、その責任を免除することができる。
(督促及び滞納処分)
第七十八條 免許料又は許可料の納付期限を過ぎてこれを納めない者があるときは、政府は、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 免許料又は許可料並びに前項の規定による督促手数料及び延滞金は、国税滞納処分の例により処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に對してその処分を請求することができる。

3 政府が前項の規定によつて市町村に對し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならぬ。
(先取特権の順位)
第七十九條 免許料、許可料並びに前條第一項の規定による督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税〇に次ぐものとする。

第八十條 免許料、許可料並びに第七十九條第一項の規定による督促手数料及び延滞金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ七(書類の送達)及び第四條ノ八(公示送達)〇の規定を適用する。

第八十一條 前六條に規定するものの外、免許料及び許可料に関して必要な事項は、命令で定める。
第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会
第一節 総則
(漁業調整委員会)
第八十二條 漁業調整委員会は、海

区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会とする。
海区漁業調整委員会は主務大臣及び都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除き、主務大臣及びその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会は主務大臣の監督に属する。
(所掌事項)
第八十三條 漁業調整委員会は、その設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。
第二節 海区漁業調整委員会
(設置)
第八十四條 海区漁業調整委員会は、海面(主務大臣が指定する内水面を含む)につき主務大臣が定める海区に置く。
主務大臣は、前項の規定により内水面を指定し、又は海区を定めるときは、これを公示する。
(構成)
第八十五條 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。
2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選すること。委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が第三項第二号の委員の中からこれを選任する。
3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。
一 第八十六條の規定により選挙権を有する者が同條の規定によ

り被選挙権を有する者につき選挙した者七人
二 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者二人及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者一人
都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

第八十六條 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿り市町村(海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数の区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて主務大臣が指定したものを含む)の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用し、又は水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。
都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見をきいて、特定の漁業につき、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限

定することができる。
3 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又は役員に就任する際第一項又は前項の規定による海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有していたものは、在任中行われる選挙又は退任後最初に行われる選挙については、前二項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない場合であつても、選挙権及び被選挙権を有するものとみなす。
(欠格者)
第八十七條 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。
一 二十年未満の者
二 禁治産者及び準禁治産者
三 概役又は禁この刑に処せられてその刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者
(選挙事務管理者)
第八十八條 海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十一條に規定する都道府県選挙管理委員会(北海道の海区漁業調査委員会にあつては同法同條に規定する市町村の選挙管理委員会)が管理する。
(選挙人名簿)
第八十九條 第八十六條第一項の市町村の選挙管理委員会は、命令の定めるところにより、申請に基いて、毎年二月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整

官報号外 昭和二十四年十月二十日 参議院會議録第七十一号 漁業法案外一件

二八一

委員会選挙人名簿を調製しなければならぬ。

2 前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、選挙管理委員会又は、職権で選挙人名簿に登録し、又は申請を補正することができ

3 選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。

4 選挙人名簿には、選挙人の氏名及び生年月日（法人にあつては名称）並びに住所（当該地区内に住所がない場合には事業場）等を記載しなければならぬ。

5 衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第十三條から第十七條まで（選挙人名簿）の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、同法第十三條中「十一月五日」とあるのは「三月二十日」と、第十七條第一項中「十二月二十日」とあるのは「五月五日」と、同條第二項中「十二月十九日」とあるのは「五月四日」と読み替へるものとする。

（投票）
第九十條 選挙は、投票によつて行

2 投票は、一人一票に限る。

3 投票は、選挙人が自ら投票所に行き、投票用紙に候補者一人の氏名（法人にあつては名称、以下同じ。）を自書して行わなければならない。但し、法人にあつては、その指定する者が行うものとし、この場合において必要な事項は、政令で定める。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならぬ。

第九十一條 左に掲げる投票は、無効とする。

一 成規の用紙を用いないもの
二 候補者でない者の氏名を記載したもの
三 二人以上の候補者の氏名を記載したもの
四 被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの
五 候補者の氏名以外の事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

六 候補者の氏名を自書しないもの
七 どの候補者を記載したのか確認できないもの
（選挙人に不足を生じた場合）
第九十二條 左に掲げる事由の1が生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。但し、その者が選挙の期日以後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができず、これを当選人と定めることができない。

一 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないとき。
二 当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき。
三 当選人が第九十四條において

準用する地方自治法第五十七條の規定により当選を失つたとき。
四三 第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しなくなつたとき。

四 選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選人の当選が無効となつたとき。
五 当選人が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選が無効となつたとき。

六 前項各号に掲げる事由の1が生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができな

2 前項の規定により当選人を定めるとき（第八十五條第三項第一号の委員の任期満了前二箇月以内に当選人に不足を生じ、その不足数が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。）は、北海道の選挙管理委員会（北海道の選挙管理委員会）以下は、市町村の選挙管理委員会。以下同じ。）は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関する前項各号に掲げるその他の事由により、又は第九十三條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。
3 第九十四條において準用する地

方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立期間、異議の決定が確定しない間又は訴訟が裁判にかかつている間は、前項の選挙は行うことができない。

4 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないときもまた前項に同じである。
（委員に欠員を生じた場合）
第九十三條 第八十五條第三項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。この場合においては、前條第一項但書の規定を準用する。

2 前項の委員に欠員を生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めるとき（第九十二條第一号の委員の任期満了前二箇月以内に委員に欠員を生じ、その数が当選人の不足数とあわせて二人以下である場合を除く。）は、都道府県の選挙管理委員会、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関する前條第二項〇の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3 前條第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

（地方自治法の準用）
第九十四條 地方自治法第十九條第四項（被選挙人の年齢の算定方法）、第二十一條（被選挙権を有しない者）、第二十四條第二項、第二項、第四項（選挙期日）、第二十八條（投票区）、第二十九條（投票管理区）、第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文、第十一項（選挙立会人）、第三十一條第一項（投票用紙の様式）、第三十二條第三項（代理投票）、第三十三條（投票の拒否）、第三十四條（不在者投票）、第三十五條第一項（島等の投票箱送致の特例）、第三十六條第一項、第三項（再投票）、第三十七條（投票に関する衆議院議員選挙法の準用）、第三十八條本文（開票区）、第三十九條（開票管理区）、第四十條（開票立会人）、第四十二條から第五十二條まで（開票及び選挙会）、第五十三條第一項から第三項まで、第十項、第十一項（候補者）、第五十五條（当選人の決定）、第五十七條（当選の失効）、第五十八條第一項、第三項から第六項まで（候補者が定数をこえない場合）、第五十九條から第六十一條まで（当選人が定まつた場合の措置等）、第六十四條（全委員又は全当選人が欠けた場合の総選挙）、第六十六條第一項、第三項、第四項、第七項、第六十七條、第六十八條第二項、第三項、第六十九條、第七十條（争訟）、第七十二條第一項、第二項（選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用）及び第七十三條（前項に関する衆議院議員選挙

法）に準用する。

会と協議して、その区域と当該他
海区域漁業調整委員会の区域とを合
した海区域に連合海区域漁業調整委員
会を置くことができる。

5 前項の協議がととのわなるとき
は、海区域漁業調整委員会は、これ
を監督する都道府県知事に対し
て、これに代るべき定数をすべき
ことを申請することができる。こ
の場合において、各海区域漁業調整
委員会を監督する都道府県知事が
異なるときは、その協議によつて
定める。

6 第三項又は前項の協議がととの
わななるときは、都道府県知事は、
主務大臣に対して、これに代るべ
き定数をすべきことを申請すること
ができる。

7 前二項の規定により都道府県知
事又は主務大臣が定をしたとき
は、その定めるところにより協議
がととのつたものとみなす。

(構成)
第百六條 連合海区域漁業調整委員会
は、委員をもつて組織する。

2 委員は、その海区域の区域内に設
置された各海区域漁業調整委員会の
委員の中からその定めるところによ
り選出された各同数の委員をも
つて充てる。但し、海区域漁業調整
委員会の数が第三項の規定による
委員の定数をこえる場合にあつて
は、各海区域漁業調整委員会の委員
の中から一人を選出し、その者が
互選した者をもつて充てる。

3 委員の定数は、前條第一項に規
定する場合にあつては、同條第三
項に規定する場合を除き、都道府

県知事が、同條第三項に規定する
場合にあつては各都道府県知事が
協議して、同條第四項に規定する
場合にあつては各海区域漁業調整委
員会が協議して定める。

4 前條第一項の規定により連合海
区域漁業調整委員会を設置した都道
府県知事又は同條第四項の規定に
より連合海区域漁業調整委員会を設
置した海区域漁業調整委員会を監督
する都道府県知事は、必要がある
と認めるときは、第二項の規定に
より選出される委員の外、学識経
験がある者の中から、その半数以
下の人数を限り、委員を選任する
ことができる。

5 前項の委員の選任については、
前條第三項に規定する場合及び同
條第五項後段に規定する場合にあ
つては、当該都道府県知事と協議
しなければならぬ。

6 第三項の海区域漁業調整委員会の
協議がととのわななるときは、前條
第五項の規定を準用する。

7 第三項、第五項又は前項におい
て準用する前條第五項の都道府県
知事の協議がととのわななるとき
は、前條第六項の規定を準用する。

8 前三項の場合には、前條第七項
の規定を準用する。

(委員の任期及び解任)
第百七條 前條第二項の規定により
選出された委員の任期及び解任に
関して必要な事項は、各委員の属
する海区域漁業調整委員会の定める
ところによる。

(委員の失職)
第百八條 第百六條第二項の規定に

より選出された委員は、海区域漁業
調整委員会の委員でなくなつたと
きは、その職を失う。
(瀬戸内海連合海区域漁業調整委員
会)
第百九條 瀬戸内海に瀬戸内海連合
海区域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「瀬戸内海」
とは、左に掲げる直線及び陸岸に
よつて囲まれた海面をいう。
一 和歌山県紀伊の御前燈台か
ら徳島県伊予島及び前島を経て浦
生日御前に至る直線
二 愛媛県佐田岬から大分県開崎
燈台に至る直線
三 山口県火ノ山下船舶通航信号
所から福岡県門司崎燈台に至る
直線

3 瀬戸内海連合海区域漁業調整委員
会の委員は、左に掲げる者をもつ
て充てる。
一 瀬戸内海の区域内に設置され
た海区域漁業調整委員会の委員が
府県ごとに互選した者各一人
二 学識経験がある者の中から主
務大臣が選任した者四人

4 海区域漁業調整委員会の委員は、
瀬戸内海連合海区域漁業調整委員
会の委員となつたときは、その職を
失う。

5 委員の任期は、二年とする。

6 補欠委員は、前任者の残任期間
在任する。

7 第百七條(連合海区域漁業調整委
員会の委員の任期及び解任)の規
定は、瀬戸内海連合海区域漁業調整
委員会には適用しない。

(瀬戸内海連合海区域漁業調整委員
会の指示)
第百十條 瀬戸内海においては、その
区域内において連合海区域漁業
調整委員会の指示が瀬戸内海連合
海区域漁業調整委員会の指示に抵触
するときは、当該指示は、抵触する範
疇においてその効力を有しない。
(準用規定)
第百十一條 第八十五條第二項、第
四項から第六項まで(海区域漁業
調整委員会の会長、専門委員及び
書記又は補助員)、第九十六條(委
員の辞職の制限)、第九十八條第四
項(任期満了の場合)及び第百餘か
ら第百四條まで(解任、会議、議
決の再議及び解散命令)の規定は、
連合海区域漁業調整委員会に準用す
る。この場合において、第八十五
條第二項中「第三項第二号の委員」
とあるのは「委員(瀬戸内海連合
海区域漁業調整委員会にあつては第
百九條第三項第二号の委員)」と、
同項及び第五項中「都道府県知事
が」とあるのは「第百六條第四項の
委員の選任方法に準じて(瀬戸内
海連合海区域漁業調整委員会にあつ
ては主務大臣が)」と、第百餘中
「都道府県知事」とあるのは「第百
六條第四項に規定する都道府県知
事(瀬戸内海連合海区域漁業調整委
員会にあつては主務大臣)」と、
同條中「委員を」とあるのは「委員
をその選任方法に準じて(瀬戸内
海連合海区域漁業調整委員会にあつ
ては委員を)」と、第百餘中「都道府
県知事」とあるのは「内閣総理大臣
が」とあるのは「都道府県知事(瀬戸内海連合
海区域漁業調整委員会にあつては主務大臣)」と

(設置及び権限)
第百十二條 この法律の施行に關す
る重要事項を審議するために中央
漁業調整審議会を置く。

2 中央漁業調整審議会は、主務大
臣の監督に屬し、この法律その他
の法令によりその権限に屬させた
事項を処理する。

(構成)
第百十三條 中央漁業調整審議会
は、会長及び委員をもつて組織す
る。

2 会長は、主務大臣をもつて充てる。
3 委員は、左に掲げる者をもつて
充てる。
一 漁業者及び漁業従事者の代表
者十人
二 学識経験がある者五人

4 委員は、主務大臣の申出によ
り、内閣総理大臣が命ずる。

(準用規定)
第百十四條 第八十五條第四項から
第六項まで(海区域漁業調整委員
会の専門委員及び書記又は補助員)、
第九十六條(委員の辞職の制限)、
第九十八條第一項、第三項、第四
項(任期及び第百餘から第百三條
まで(解任、会議及び議決の再議))
の規定は、中央漁業調整審議会に
準用する。この場合において、第
八十五條第四項及び第五項中「都
道府県知事」とあるのは「主務大
臣」と、第百餘中「都道府県知事
は」とあるのは「内閣総理大臣
は、主務大臣の申出により、」と
読み替へるものとする。

第四節 中央漁業調整審議
会

(設置及び権限)
第百十二條 この法律の施行に關す
る重要事項を審議するために中央
漁業調整審議会を置く。

2 中央漁業調整審議会は、主務大
臣の監督に屬し、この法律その他
の法令によりその権限に屬させた
事項を処理する。

(構成)
第百十三條 中央漁業調整審議会
は、会長及び委員をもつて組織す
る。

2 会長は、主務大臣をもつて充てる。
3 委員は、左に掲げる者をもつて
充てる。
一 漁業者及び漁業従事者の代表
者十人
二 学識経験がある者五人

4 委員は、主務大臣の申出によ
り、内閣総理大臣が命ずる。

(準用規定)
第百十四條 第八十五條第四項から
第六項まで(海区域漁業調整委員
会の専門委員及び書記又は補助員)、
第九十六條(委員の辞職の制限)、
第九十八條第一項、第三項、第四
項(任期及び第百餘から第百三條
まで(解任、会議及び議決の再議))
の規定は、中央漁業調整審議会に
準用する。この場合において、第
八十五條第四項及び第五項中「都
道府県知事」とあるのは「主務大
臣」と、第百餘中「都道府県知事
は」とあるのは「内閣総理大臣
は、主務大臣の申出により、」と
読み替へるものとする。

ようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

5 裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区域調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該定着物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。但し、当該定着物が前條第三項の通知があつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。

6 海区域調整委員会は、前項の期日を経過した後に審議を開始しなければならない。

7 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

8 海区域調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をしなければならない。

9 海区域調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該定着物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物

二 対価並びにその支拂の方法及び時期

三 土地又は土地の定着物の引渡の時期

四 使用開始の時期

五 第五項の申請があつた場合においては移転料並びにその支拂方法及び時期

11 海区域調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

13 民法第六百十二條（賃借権の譲渡等の禁止）の規定は、前項の場合には適用しない。

14 第一項若しくは第四項又は第五項の裁定に基づき定めらるる使用権の設定若しくは買取の対価又は移転料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から九十日以内に訴をこその増減を請求することができる。

15 前項の訴において、申請者又は当該土地若しくは当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者を被告とする。

(土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定)

第二百二十六條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第二百二十四條第一項に規定する土地又は

は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区域調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、前條第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

3 第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 変更に関する裁定の申請の場合にあつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

二 解除に関する裁定の申請の場合にあつては解除するかどうか、解除する場合は解除の時期

4 前項の裁定があつた場合には、前條第十一項及び第十二項〇の規定を準用する。

第八章 内水面漁業

(内水面における〇漁業の免許)

第二百二十七條 内水面（第八十四條第一項の規定により主務大臣が指定する内水面を除く。以下同じ。）における第五項共同漁業は、内水面の水質の汚濁の防止に必要とし、湖沼、沿岸の漁業の免許を受けた者が当該内水面において共同漁業の免許を受けることとし、湖沼、沿岸の共同漁業の免許を受ける場合は、免許料を徴せらるる。

(料金)

第二百二十八條 都道府県知事は、内水面に

共同漁業の免許を受けた者が主務大臣又は都道府県知事は、内水面における共同漁業の免許を受けることとし、湖沼、沿岸の共同漁業の免許を受ける場合は、免許料を徴せらるる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなるときは、都道府県知事は、当該共同漁業を取り消さなければならない。

3 前項の場合には、第二十九條第三項及び第四項（公海上の漁業）の規定を準用する。

4 主務大臣は、内水面における水産動植物の保護増進のため必要と認めるときは、都道府県知事に對し、第一項の規定による命令をすべきことを命じ、又は当該命令にかからざる旨の決定をすべきことを命ずることができる。

(免許料及び許可料)

第二百二十九條 前條の料金の額は、又は許可料を受けたる者は、毎年、政府に免許料その額の左に掲げる費用の合計額とのおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

一 漁業法施行法第九條の規定による補償金の交付に要する費用のうち内水面における漁業に関する分

二 政府の行う内水面における増進事業に要する費用

三 内水面漁場管理委員会の費用

四 前三号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち内水面にお

ける漁業に関する分

前項の免許料及び許可料に關しては、第七十七條から第八十一條まで（免許料又は許可料の徴收）の規定は、前條の料金の徴收に準用する。

2 可料の徴收の決定は、前條の料金の徴收に準用する。この場合において、第七十五條第二項中「前項の決定」とあるのは「内水面漁業」と読み替へるものとする。

(内水面漁場管理委員会)

第二百三十條 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

2 内水面漁場管理委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区域調整委員会の権限は、内水面における漁業に關しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(構成)

第二百三十一條 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(准用規定)

第百三十二條 第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條委員の辞職の制限）、第九十八條第一項、第三項、第四項（任期）、第百條から第百三條まで（解任、会議及び議決の再議）及び第百十六條から第百十九條まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第百十九條中「本章」とあるのは「第百三十條から第百三十二條まで」と読み替へるものとする。

第九章 雜則

(漁業手数料)

第百三十三條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により漁業に關して申請をする者は、命令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
2 申請の手数料の額は、千円をこえない範囲において、命令で定める。

(報告徴収等)

第百三十四條 主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要であると認めるときは、漁業に關して必要な報告を徴し、又は当該官吏員をして漁場、^{〇〇}事業場又は事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 主務大臣又は都道府県知事は、

漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該官吏員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならない。

3 前二項の規定により当該官吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。
4 第二項の場合には、第百十六條第三項（損失補償）の規定を準用する。

(訴願)

第百三十五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による免許、許可又は認可の申請に対する許否その他行政庁の処分不服がある者は、訴願を提起することができる。

(管轄の特例)

第百三十六條 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に屬し、又は漁場の管轄が明確でないときは、主務大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。
第百三十七條 この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、市町村に關する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第百五十五

條第二項の市にあつては区に、特別市にあつては行政区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

第十章 罰則

第百三十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第九條の規定に違反した者
二 漁業権、第三十六條の規定による漁業の許可又は指定遼洋漁業の許可に付けた制限又は條件に違反して漁業を営んだ者
三 定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営み、又は指定遼洋漁業若しくは第三十六條の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者
四 第五十二條第一項の規定に違反した者
五 指定遼洋漁業の許可を受けた者であつて第六十一條の規定に違反した者
六 第六十八條、第六十九條又は第七十條の規定に違反した者
第百三十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。
一 第六十六條第一項の規定に違反した者
二 第六十七條第七項の規定に基く命令に違反した者
三 第七十一條第一項の規定による制限若しくは禁止又は同條第

二項の規定に基く命令に違反した者

第百四十條 第百三十八條又は前條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没收することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴することができる。

第百四十一條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第二十四條第二項の規定に違反して定置漁業権を抵当権の目的とした者
二 第二十六條第一項（第二十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して区画漁業権（第二十七條第二項において準用する場合は定置漁業権）を讓渡の目的とした者
三 第二十七條第一項の規定に違反して区画漁業権以外の漁業権を讓渡の目的とした者
四 第三十條の規定に違反して漁業権を貸付の目的とした者
五 第七十四條第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
六 第百二十四條第四項の規定に違反した者
七 第百三十四條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽

の報告をし、又は当該官吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第百三十四條第二項の規定による当該官吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者
第百四十二條 第百三十八條、第百三十九條又は前條第一号から第四号までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第百四十三條 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪は告訴を待つて論ずる。

第百四十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第三十五條（第三十六條第四項及び第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二 第七十二條の規定に基く命令に違反した者
三 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又はこわした者
第百四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第百三十八條、第百三十九條、第百四十一條、第百四十三條第一項又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。
- 2 漁業法（明治四十三年法律第五十八号）は、廃止する。
- 3 この法律施行後二年間は、漁業の免許はしない。但し、漁業法施行法第一條第二項の規定により期の指定があつたときは、当該地区及び当該種類については、この限りでない。
- 4 第二十一條第二項から第四項まで（区画漁業権の存続期間の延長）の規定は、当分の間は適用しない。
- 5 この法律によつて免許された定置漁業権又は区画漁業権は、当分の間は、移転又は抵当権の目的となることができない。但し、第二十八條第二項の譲渡の場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定に違反して定置漁業権又は区画漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
- 7 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ。
- 8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、第六

- 9 第七十五條（〇及び第二十九條）の規定は、許可料に關しては、この法律施行後二年以内において政令で定める期日までの間は適用しない。
- 10 この法律施行後最初に海區漁業調整委員会の委員の選挙の期日は、政令で定める。
- 11 前項の規定による選挙に必要な選挙人名簿に關して第八十九條に規定する期日又は期間によることのできないときは、同條の規定にかかわらず、政令で定める期日又は期間によることができる。
- 12 この法律施行後最初に選挙された海區漁業調整委員会、瀬戸内海連合海區漁業調整委員会、中央漁業調整審議会及び内水面漁場管理委員会の委員の任期は、第九十八條第一項（第百四條及び第百三十二條において準用する場合を含む。）又は第百九條第五項の規定にかかわらず、政令で定める期間とすることができる。

は許可）の規定にかかわらず、海區漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

15¹⁴ この法律施行後海區漁業調整委員会が設置されるまでの間は、第百二十五條（使用権設定の裁定及び第百二十六條（土地及び土地の定着物の貸付契約に關する裁定）の規定による海區漁業調整委員会の権限は、都道府県知事が行う。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により最終号附録に掲載〕

漁業法施行法案
第五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。
昭和二十四年十一月二十八日
参議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長 佐藤尚武殿
（小字及び一は衆議院修正）

漁業法施行法案
漁業法施行法
（現存漁業権の存続）

第一條 漁業法（昭和二十四年法律第一号。以下「新法」という。）施行の際現に存する漁業権（以下「漁業権」という。）及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同法施行後二年間は、同法の規定にかかわらず、漁業法（明治四十三年法律第五十八号。以下「旧法」という。）の規定は、なおその効力を有する。但し、新法第六十七條の規定及び同條に係る罰則の適用を妨げない。

- 2 漁業権の種類を定めて期日を指定したときは、その期日以後は、当該漁業権については、前項の規定は、適用しない。
- 3 漁業権は、新法施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しないものとする。
- （漁業権の変更の不許可）
- 第二條 漁業権の変更は、許可しない。
- （漁業権の譲渡等の制限）
- 第三條 漁業権は、都道府県知事の認可（地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可）を受けた場合を除き、譲渡又は抵当権（現に存する抵当権を除く。）の目的となることができない。
- 2 前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海區漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- （漁業権の貸付契約の解除等の制限）
- 第四條 漁業権の貸付契約であつて新法施行の際現に存するものについては、借受人が貸付料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒むことができ。
- 2 前項の貸付契約の解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒もうとするときは、

- 3 前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海區漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 4 前三項の規定は、新法施行の際現に存する入漁権を消滅させ、又はその更新を拒む場合に準用する。
- （漁業協同組合による漁業権の取得等）
- 第五條 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、河川における漁業権を取得し、若しくはその貸付を受け、又はこれについて現に存する入漁権を取得し、若しくは新たに入漁権を設定することができる。
- （旧法に基く許可その他の処分効力）
- 第六條 漁業の免許を除き、旧法の規定に基いてした許可その他の行政の処分であつて新法施行の際現に効力を有するものは、当該行政が新法の規定に基いてすることができるとに限り、これに基いてしたものとみなす。
- 2 前項の規定により新法に基いてしたものとみなされた処分の有効期間については、別命令で特別の定をすることができ。
- （旧法に基く指定養漁業の許可又は起業の認可）
- 第七條 主務大臣は、その定める期間内に、新法施行の際現に旧法第三十四條第二項（主務大臣の取締規則）の規定に基く命令又は第三

十五條第一項（汽船トロール漁業等の許可）の規定に基いて新法第五十二條第一項に規定する指定遠洋漁業について許可又は起業の認可を受けている者につき、中央漁業調整審議会の意見をきいて、その者が新法第五十六條（許可又は起業の認可をしない場合）各号の一に該当するかどうかを審査し、該当する場合にはその者の受けてる許可又は起業の認可を取り消さなければならぬ。

（旧法に基く訴願）
第八條 新法施行前にした訴願については、なお従前の例による。

第九條 政府は、漁業権又はこれを目的とする入漁権、賃借権若しくは使用貸借による借主の権利（以下「漁業権等」と総称する。）を第一條の規定による漁業権の消滅の時に有している者に対して、この法律の定めるところにより補償金を交付する。

（漁業権等補償計画及び補償金額の算定）
第十條 補償金の交付は、漁業権補償委員会が補償すべき漁業権ごとに定める漁業権等補償計画に従つてしなければならない。

2 漁業権等補償計画においては、補償金額を定めなければならない。
3 前項の補償金額は、左の各号に掲げる額の範囲内において定めらる。

一 昭和三十三年七月一日から昭和三十三年六月三十日まで（以

下「基準年度」という。）の全漁期間貸し付けられていた漁業権に ついては、基準年度の貸賃料（使用貸の場合にあつては漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の貸賃料を参しやくして定め る額）の、専用漁業権以外のものにあつては十一倍、専用漁業権にあつては十六倍に相当する額

二 基準年度の全漁期間貸し付けられていなかつた漁業権であつて専用漁業権以外のものについ ては、漁業権補償委員会が基準年度につき近傍類似の漁業権の貸賃料を参しやくして定める推定貸賃料の十三倍に相当する額

三 専用漁業権であつて基準年度の全漁期間貸し付けられていなかつたもの又は入漁権について は、基準年度の当該権利による漁獲金額

四 基準年度において貸し付けられていた漁期と貸し付けられていなかつた漁期とがある漁業権 については、その各々の期間に ついての第一号に掲げる額と第二号又は前号に掲げる額の十三分の十一に相当する額とを平均した額の十一分の十三に相当する額

五 賃借権又は使用貸借による借主の権利については、その目的たる漁業権の補償金額の二割に相当する額

六 特別の事由により前各号に掲げる額によることができない場合又は著しく不相当であると認め

められる場合にあつては、主務大臣が定める基準によつて算出した額

4 前項の貸賃料及び漁獲金額は、漁業権調査規則（昭和二十三年農林省令第五十二号）に基いて報告した額による。但し、貸賃料については、漁業会がその会員に貸貸していたため貸賃料が著しく低い場合、事情の変更によつてその貸賃料によることが著しく不相当である場合その他特別の事由がある場合においては、その貸賃料によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の貸賃料を参しやくして定める額を貸賃料とし、漁獲金額については、基準年度の不漁、天災等により漁獲金額が著しく少い場合その他特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似の漁業権の漁獲金額を参しやくして定める額を漁獲金額とする。

5 漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を定めるときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から二十日間、補償すべき漁業権の漁場に最も近い沿岸の属する市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供するとともに、公告の日から十日以内

に、前條に規定する者であつて知れているものに対して当該漁業権等補償計画について通知を発しなければならない。

一 補償すべき漁業権等を有する者の氏名又は名称及び住所

二 補償すべき漁業権等
三 補償金額
（異議の申立及び訴願）
第十一條 第九條に規定する者又はその承継人は、前條の規定による当該漁業権等補償計画について異議があるときは、漁業権補償委員会に対して異議を申し立てることが出来る。但し、同條第五項の縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2 漁業権補償委員会は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後二箇月以内に決定しなければならない。

3 前項の決定に対して不服がある申立人は、都道府県知事に訴願することが出来る。但し、同項の期間満了後二十日を経過したときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二箇月以内に裁決してなければならない。

（知事による補償計画の承認等）
第十二條 前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なく当該漁業権等補償計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事が前項の承認をしようとする場合において、主務大臣は、当該漁業権等補償計画が他都道府県の漁業権等補償計画と均衡を失し、その他不当であると認めるときは、都道府県知事に対して承認をしてはならないことを命ずることが出来る。

3 都道府県知事が第一項の承認を拒んだときは、漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を作成し直さなければならない。

4 漁業権補償委員会が前項の規定により漁業権等補償計画を作成し直さな

5 前項の場合においては、第十條第五項（漁業権等補償計画の公告等）及び前條の規定を準用する。

6 第一項の規定による承認を受けたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なくその旨を公告し、且つ、第九條に規定する者であつて知れているものに対して通知しなければならない。

7 前項の規定は、都道府県知事が第四項の規定により漁業権等補償計画を作成した場

合においてこれについて前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれにつ

いて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴訟の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴訟の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときに準用する。

(承継人に対する効力)

第十三條 前三條の規定によりした手続その他の行為は、第九條に規定する者の承継人に対してもその効力を有する。

(補償金の供託)

第十四條 第九條の規定により補償金を交付すべき漁業権等(その属する漁業財団を含む。)については先取特権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をなくともよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなければならぬ。

2 前項の漁業権等(その属する漁業財団を含む。)については先取特権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができ

(補償金増額請求の訴)

第十五條 第九條の規定による漁業権等の補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、第十二條第六項(同條第七項において準用する場合を含む。)の通知を受けた後一箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴においては、国を被告とする。

(漁業権証券)

第十六條 第九條の規定による補償金は、三十年以内償還すべき証券で交付することができる。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として証券を発行することができる。

3 前二項の規定により交付する証券の交付価額は、時価を参し、やくして大蔵大臣が定める。

4 第二項の証券に關して必要な事項は、命令で定める。

(漁業権補償委員会)

第十七條 都道府県に漁業権補償委員会を置く。

2 漁業権補償委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属し、その設置された都道府県の区域内に存する漁業権等の補償に關する事項を処理する。

3 漁業権補償委員会は、委員をもつて組織する。

4 委員は、都道府県知事が漁業者及び漁業従業者の中から選任した者七人及び学識経験がある者の中から選任した者三人をもつて充て

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の漁業権補償委員会について前項の委員の定数と異なる定数を定めることができる。

6 委員の任期は、第九條の規定による漁業権の補償金の交付の事務が終了するまでとする。

7 新法第八十五條第二項、第四項から第六項まで、(海区漁業調整

委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十五條並職の禁止)、第九十六條委員の辞職の制限)、第九十八條第三項(補欠委員の任期)、第九十九條(補欠委員の任期)、第一百條から第一百三條まで(解任、会議及び議決の再議)及び第一百六條から第十九條まで(報告徴収等、監督、費用及び委任規定)の規定は、漁業権補償委員会に準用する。この場合において、第一百九條中「本章」とあるのは「漁業法施行法第十七條」と読み替へるものとする。
(日光養魚場の所管機)
第十八條 農林大臣が日光養魚場の用に供され

種 類	目 的
水用物規格審議会	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二十号)に規定する権限を行うこと。
漁船保険審査会	漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)により政府の行う再保険に關する事項を審査すること。
中央漁業調整審議会	漁業法(昭和二十四年法律第 号)の施行に關する重要事項を審議すること。
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

2 水産物規格審議会については指定農林物資検査法、漁船保険審査会については漁船保険法、中央漁業調整審議会及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会については漁業法の定めるところによる。第七條の六の次に次の一條を加える。
(瀬戸内海漁業調整事務局)
第七條の七 瀬戸内海における水

この國有財産の所管機を受ける場合には國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第五條並なる会計規則(所管機等)の規定にかかわらず無効とする。
(水産庁設置法の一部改正)
第十八條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第七條の六を次のように改める。
第七條の六 左の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それ(下欄)に記載する通りとする。

3 前二項に規定するものの外、瀬戸内海漁業調整事務局につい

て必要な事項は、政令で定める。
第八條第一項中「漁業法明治四十四年法律第五十八号の施行」を「漁業の許可(瀬戸内海漁業調整事務局の所掌に属するものを除く。)」に改める。
(漁業財団抵当法の一部改正)
第十九條 漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第一條中「漁業権若ハ其ノ登録シタル賃借権」を「定置漁業権若ハ区画漁業権(ヒビ建築殖業、カキ養殖業、漁業法(昭和二十四年法律第 号)第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニシテ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ノ有スルモノヲ除ク以下同ジ)」に改める。
第二條第三條及び第六條中「漁業権又ハ其ノ登録シタル賃借権」を「定置漁業権又ハ区画漁業権」に改める。
第四條第一項及び第四項中「漁業権」を「定置漁業権又ハ区画漁業権」に、同條第一項、第五項及び第六項中「漁業免許」を「漁業権」に、同條第六項中「水産物ノ蓄殖保護」を、「漁業調整」に、「若ハ国防其ノ他ノ軍事上必要アル場合、公益上害アル場合又ハ錯誤ニ依リ漁業ノ免許ガ與(ラレタル場合)」を「其ノ他公益上必要アルト認ムル場合」に改める。

3 前二項に規定するものの外、瀬戸内海漁業調整事務局につい

第五條を次のように改める。

第五條 ヒビ建築種業、カキ養殖業、漁業法第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニ付漁業財団ヲ設定シタル場合ニ於テ之ヲ漁業協同組合又ハ漁業協同組合通合会ニ譲渡セントスルトキハ漁業権者ハ抵当権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

抵当権者ハ正当ノ事由ニ因ルニ非ザレバ前項ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項ノ譲渡アリタルトキハ抵当権ハ消滅ス

2 新法施行後同法附則第五項の規定により定置漁業権又は区画漁業権が抵当権の目的となることのできない期間中は、定置漁業権又は区画漁業権を有する者は、これについて抵当権の目的とするため漁業財団を設けることができない。

3 第一項の規定施行の際現に漁業権又はその登録した貸借権について抵当権の目的とするため設けられていた漁業財団については、なお従前の例による。

(水産業協同組合法の一部改正)
第二十條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項を次のように改める。

第十九條第一項の規定により組合員に出資させ、且つその営

む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第十二條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

第十七條第一項の次に次の一項を加え、第二項を第三項とし、同項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第二項」に改める。

2 前項の規定により漁業協同組合が漁業を営むには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。

第十八條第一項に次の但書を加える。

但し、河川において水産動物物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合にあつては、組合の地区内に住所を有し、且つ水産動物物の採捕又は養殖をする者(遊漁者を除く。)であつて、採捕又は養殖に従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえるものも組合員たる資格を有する。

第十八條第二項に次の但書を加える。

但し、前項但書に規定する組合については、この限りでない。

第四十二條第二項中「第十七條の規定による漁業及びこれに附帯する事業を営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を」及び第五号を削る。

第八十條 第八十一條及び第八十二條第三項中「従事する者」を「常時従事する者」に改める。

第八十四條第二項第一号中「第一号及び第三号から第五号まで」を「第一号、第三号及び第四号」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときはその旨

(水産業団体の制定に伴う水産業協同組合の整理等に関する法律の一部改正)

第二十一條 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第六項中「財産」を「財産(漁業権、これを使用する権利若しくは入漁権又はこれらの権利に基いて当該水産業団体の取得した財産を除く。以下本條中同じ。)」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(漁業権管理委員会)
第十三條之二 漁業法施行法(昭和二十四年法律第 号)施行の際現に存する漁業会で漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しているものは、同法施行後二箇月以内に總會を招集しなければならぬ。

2 前項の總會には、第十二條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、会

員とあるのは、水産業協同組合法第十條第一項に規定する漁民(同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。)たる会員と読み替へるものとする。

3 第一項の總會においては、漁業権管理委員会の委員を選挙しなければならない。

4 前項の委員の選挙は、水産業協同組合法第十條第一項に規定する漁民(同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。)たる会員の無記名投票によつて行ふ。

5 第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その全部が水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民でなければならない。

6 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に係る理事の権限は、漁業権管理委員会が行ふ。

7 第一項の漁業会の清算人は、漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会が取得した財産の処分については、漁業権管理委員会の意見をきき、これに従わなければならない。但し、漁業権管理委員会の意見が總會の議決に反する場合は、この限りでない。

(農林中央金庫法の一部改正)
第二十二條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁業協同組合」を「漁業協同組合、漁業生産

組合」に改める。

(旧法の罰則の適用)
第二十三條 新法施行前(この法律第一條に規定する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、同條の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為の処罰については、新法附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則)
第二十四條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二 第四條第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第二十五條 前條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

附則
1 この法律は、新法施行の日から施行する。
2 この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都

道府県知事は、第三條第二項又は第四條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

「木下辰雄君登壇、拍手」

○木下辰雄君 只今議題となりました漁業法案並びに漁業法施行法案に關しまして、水産委員会におきまする審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

先ずこの兩法案の提案の理由を申し上げます。御承知の通り我が国の當面する最大の問題は、国内の各分野における民主化を達成し、その基盤の上に生産力を発展させ、日本経済の再建とその自主化を図ることでありませう。我が國産業構成の基盤をなす漁業におきましても、速かに民主化を達成し、その基盤の上に生産力を発展させる必要のあることは勿論であります。然るに現行の漁業法は古い法律でありまして、明治三十四年に制定せられまして、三十六年に実施せられたものでありまして、その間改訂の改正を経て今日に至つたのであります。その内容の根本的欠陥といはしましては、個々の漁業権を中心とする漁場の秩序が組み立てられていないために、漁業生産に欠くべからざる事項、即ち第一、相當広い水面を單位とした総合的な計画性を持ち得ないこと、その第二、適當なる調整機構がなく、漁業権を物權とみなし、権利者に強力なる権力が與えられて、漁場の秩序が漁民の総意によつて民主的に運営せられておらぬ。これらのことであるから、これらの事柄が漁業生産力の発展を阻害し、又漁村の封建制の基礎

をなしているのであります。従つて漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図るためには、この行詰つた漁場關係を全面的に整理して、新たに漁業生産に關する基本制度を確立する必要があるものであります。この漁業制度改革を実施するために、新たに漁業法及び漁業法施行法を制定する必要があるとす。以上が政府の本法案の提案理由となつております。

次に法案の重要な内容について申し上げます。

その第一は、沿岸漁場の金面的整理であります。即ち現行法による漁業権は二年以内に全部消滅させて、新たに計画的に新漁業権の免許を行うことになつております。而して消滅する漁業権には漁業権補償委員会の計画に基づきまして、補償をすることになつております。その補償金額の算定方法は概ね財産税の場合の評価方法に倣つて定められた額で、その総額は凡百七十億円を要するのであります。

第二は新漁業権の内容であります。即ち新漁業権は、共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の三種に区分せられまして、又存続期間を短縮し、漁場の固定化を防ぎ、事情の変化に應じまして最も合理的に漁場を利用し得るようになつております。

第三は漁業権の免許方法であります。即ち漁業権の免許は、都道府県知事が漁業調整委員会の意見を聞いて、水面の総合的高度利用の見地から事前に免許の内容を決めまして、法律で定められた適格性と優先順位に従つて免許することになつております。そして従來のように行政庁が独断的に決定することを避けて、法律の定めた基準に従

つて民主的に決定することとなつております。

第四は漁業権の免許は誰にするかという問題であります。これは原則としてみずから漁業を営む者でありまして、漁業権の賃貸は禁止してあります。但し漁業権の性質上その行使に団体的規制が必要であるものは、自営でなくとも一定の條件を備えた漁業協同組合に免許して、組合員各自が漁業を営み得るよう措置されております。

第五は漁業調整委員会の制度を設けたことであります。漁場の総合的高度利用及び漁業に關する紛争の調整を図るために、民主的な機構として新たに漁業調整委員会を設けまして、行政庁が漁業の免許等重要な行政処分をなす場合には、この委員会の意見を聞かなければならぬことになつた。更に漁業調整に必要なる指示をするという広汎な権限を與えてあります。この調整委員会は海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会の三段階になつております。又瀬戸内海に關しましては、漁業の複雑性に鑑みまして、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を置くことに相成り、又瀬戸内海の資源維持と漁業調整のために瀬戸内海漁業調整事務局を設置することになつております。而して河川におきましては、漁業調整委員会の代りに内水面漁業管理委員会を置くことに相成つております。

以上がこの法案の重要な内容であります。元來この法律案は水産業協同組合法と同時に制定せらるべき性質のものであります。むしろそれに先んじて制定

せらるべき性質のものであります。が、非常に遅れまして、漸く前第五国会の末期、即ち本年の五月七日に政府から提案せられました。衆議院先議、参議院は予備審査と相成りましたが、会期が短かく、到底の重要法案を会期中に審議終了することが困難でありましたので、兩院とも院議を以て継続審議をいたしましたことに相成つたのであります。

この漁業法案は十章、百七十五條、又漁業法施行法案は二十六條より成つております。以上述べました通り、現行法とは根本的に相違いたしておりますので、委員会といたしましては、第五国会から本日まで引続き委員会を開くこと三十四回、打合せ及び懇談会を開くこと六回に及び、その間各委員は地方に出張いたしまして実情を調査し、或いは漁業者の意見を聴取して、法案審議に資したのであります。更に、本月の十四、十五の両日に本案の公職会を開きまして、二十二人の公職人から法案の各般に亘る意見を聞きました上、慎重審議の結果、六十項目に亘る修正條項を決定いたしましたのであります。これは現在の状態として改正し得る最大限度であると私共信じております。これを直ちに關係筋の了解をも得まして、参議院水産委員会としての態度を決定いたしました。そして衆議院から法案の回付されるのを待機しておつたのであります。ところが衆議院におきましては、これまでの行きがかりを一掃して、参議院水産委員会の修正案に全面的に同調することに相成つたのであります。私共衆議院の水産委員会に對しまして心から敬意を表するのであります。そして昨日この修正

案を可決いたしました。本院に回付されましたのであります。よつて委員会といたしましては、日本本案に對する最後の委員会を開きまして、直ちに討論、採決の結果、多数を以て衆議院から回付されました修正案をそのまま可決いたしましたのであります。

本案に對する委員と政府當局との質疑応答、その他委員会の経過、或いは公聴会における公職人の述べられました事柄につきましては、速記録によつて御了承願ひたいと思ひます。又本法案の修正は、目下設立されつつあります漁業協同組合の育成強化に主眼を置いて修正いたしましたのであります。六十項目に及んでおります。この外に各委員から切実なる修正要望も沢山ありましたが、これらは他日に考慮することとしたのであります。この修正項目を一々ここで御説明申し上げるとは省略されて頂きます。議員各位に配付いたしました書類によつて御承知をお願いいたします。存じます。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（佐藤内武君） 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は十分間に制限いたします。青山正一君。

「青山正一君登壇、拍手」

○青山正一君 私には社会党を代表いたしました。漁業法、同施行法の原案並びに修正案に對しまして反対し、少数意見を開陳するものであります。本法案は、申すまでもなく日本漁業の再建、漁村の民主化、延いては沿岸漁民大衆の運命にかかわる重大法案であります。第五国会に本法案が提出され、継続審議に付せられ、その後休

会中なり、或いは本国会にかけまして慎重に検討いたし、その結果、只今委員長報告の修正案が、つち上げられたのでありますが、この内容のままで果してよく漁業制度改革の目的を達成し得るかに多くの疑問のあることを誠に遺憾とする次第であります。御承知のように農地改革は、大地主とか或いは不在地主とかいうものがなくなりまして、みずから耕す農民に對しましてそれ／＼一定の面積の耕地が與えられることになり、その結果といはしまして、農民の社会的、経済的地位が安定するようになったのであります。然るに本法案の目的といはしまして、比較いたしまして反對の結果になりはしないかと思はれ心配するのであります。(拍手)本法案では、現存の漁業権を一応御算にいたしまして、いわゆる不在地的な漁業権者を排除いたしまして、漁業を實際に經營する人々を分配することを骨子としておるのであります。ところで、現存の漁業ではどういふことになつておるかと思はしますと、専用漁業権では約九割以上、その他の漁業権では約六割五分以上を沿岸漁民の団体、即ち零細な漁民や中小漁民の寄り集まりであるところの漁業会……漁業協同組合が持つておるのであります。大綱みに見まして、漁業権全体の半数以上が漁民団体の手にあること、零細漁民、中小漁業者の寄り集まりであるところの団体の手にあつたことを見逃してはならないのであります。今回の改革案では、これまでの専用漁業権、新漁業法では共同漁業権と

申しておりますが、その共同漁業権を漁業協同組合に對して特權として與えられるというには變りはないのであります。それ以外の漁業権でこれまで組合の手にあつたものはこれを取上げて、漁業を實際に營む者に與えるという名分の下に、陸上に出て働く經營者では決してなく、陸上について「いり」のそばに坐り込んでおるいわゆる「羽織」の資本家的個人業者に與えられることにならぬのであります。(拍手)折角零細な漁民、二百人なり三百人なりの中小漁業者が協同で持つておるところのものを取上げて、そのうちのだ一人の特定の資本家的個人業者に分配するがごときことは、農地改革と比較いたしまして逆の行き方であり、誠に納得の行かぬところでありませう。(拍手)それだけではない、漁業協同組合に與えられることになつております共同漁業権も、その内容が非常に狭められたものになるのであります。即ちその漁場というものは隣近所に限られ、その目的物の種類も海藻とか或いは貝類などのようなものに限られ、いわゆる浮魚類、海に泳いでおる魚を除くのでありますから、これらに比べて遙かに不利益なことになることは明白であります。かくのやうにして共同漁業権の内容が制約されただけ、資本家的特定の個人業者に與えられます漁業権の方が遙かに有利になりませうことは、これは私がここで申上げるまでもないことでありませう。又本法案では、漁業権はこれまでの通り物権の一種になつておりますけれども、その存続期間を従来二十年以内

たし、而も期間の更新ということが認められないのであります。従いましてその期間の切れ目ごとに新たに免許を受ける面倒や或いは不安は免れないのであります。(よく読んで呉れ)と呼ぶ者あり)農地改革では一度その地位が安定すれば殆んど永久に心配はないのであります。漁業権の場合は現在より短かい期間になつたばかりでなく、常に漁業免許の大騒ぎをしないで済むのであります。それだけではない、新漁業権は課税も貸付もできないのであります。成程自分で漁業を經營する人々にとりましては、余り必要のないことでありませうが、漁業権そのものの価値とか効用とかはそれだけ弱められ、有名無実の物権であることだけは明瞭であります。従来、漁業会或いは漁業協同組合などのやうな団体が漁業権を有して、みずから漁業を營むわけではなく、他人に貸貸していたやうな場合が少なくなつたことは、これは事実であります。併しこれは、漁業を自營することを制限したり或いは禁止したりして、上層に、歴代の政府が漁民に對する政策に甚だ無定見であつたために外ならないのであります。決して漁民や漁民団体の罪ではないのであります。このやうな制度と政策の犠牲に過ぎない事実から、働く漁民の団体である漁業協同組合などをいよいよ不在地的な漁業権者と同一視するならば、これは誠に慘酷な措置と言わなければならぬのであります。(拍手)更に本法案は漁業権制の改革に重きを置いたためか、漁業許可制度につきましては余り顧みていないやうであります。中央及び地方に

おきまして漁業の許可を受けている件数は十数万件にも達するであろうと言われておるのであります。で、これは漁業生産上決して輕視することのできないものであります。殊に漁業権の漁場と、これらの許可漁業の漁場とは、互いに入り込んでおり、兩者を一括しなくては漁場利用の綜合計画など立てられそうに思われぬのであります。然るに本法案では許可漁業の一部たる指定洋漁業だけに比較的話つきりしたことを規定しては余り触れていないことを見逃してはならないのであります。

以上の通り、本法案は漁業制度改革案といはしまして多くの問題を残していることは、これは否定し難いこととあります。漁民民主化の他の一翼でありますところの水産業協同組合法がすでに一足先に実施され、現に漁業協同組合が著々として成立して今日、本法案の成立が遲延いたしませんことは大局の上から誠に忍び得ないのであります。そこで先程委員長より報告のあつた修正案に、更に只今申上げたやうな重要な修正点を加えまして、これを成立させることが、この際とるべき適當の措置と考へました。が、不幸にいたしまして我々社会党の熱意が報いられたのであります。而も我々の修正いたしたいと主張しました事柄は、零細な漁民、中小漁業者の団体でありますところの漁業協同組合にとりまして、極めて重要な点のみを挙げたのであります。これら沿岸漁民大衆の利害を深く考へますと、このやうな最少限度の修正もせず、本

法案並びに委員長報告の修正案に無條件に賛成することは、零細漁民並びに中小漁民の代表たる社会党といはしても、(笑話)又一個人といはしても良心が許さないものであります。以上の理由を以て私は社会党を代表し少数意見を提出して本修正案に反對するものであります。終り。(拍手)

○議長(佐藤閣下) 両案に對し討論の通告がござります。板野勝次君。

○板野勝次君 漁業法案、同施行法案に對して反對であります。太平洋戦争以前におきましては日本の大資本漁業は北洋や東南支那海において、取れるだけの魚を取るといふ掠奪漁業を續けて來、そのために農村漁村の労働者は奴隸のやうに酷い扱いを受けながら出稼ぎ人夫に狩り出されたのであります。敗戦になると日本の漁区は戦前の三分の一に縮められ、外に向つて侵略を續けて來た大資本漁業は、今度は狭い漁区の中で沿岸を荒し始めておるのであります。(笑)「ノノノ」と呼ぶ者あり)輸入資材の油も網も彼らのために優先的に與えられております。官價は彼らと結託して、彼らだけに引合ふ独占価格で取れた魚を統制して外し(笑)輸出用魚類だけはを外して軍需用魚類として外國に持出されようとしております。そのために一日少くとも八十グラムの蛋白を必要とする日本人一人にとつて、都市では僅かに六・七グラムの魚しかその手に入らない。かくして一九三四年には世界十七ヶ国の四四・五％の魚獲高を占めて第一位にあつた日本は、一九四六年には總額八百五十三万トンの僅かに一八・

五%にその魚獲高は下り、全経営者の八九・七%を占める沿岸零細漁業者は、税金の重圧と資材の不足と生産原価を遙かに下廻る低漁価のために、加配米さえもとることができずに、船を売り網を手離して、失業者となるか、大資本漁業の出稼ぎ入夫に狩り立てられるか、或いは首を吊るより外はしようがないと考えております。かようにして徳川時代以来封建領主のお墨附で與えられました沿岸漁業権の内容は、実質的に全く無きに等しいものにならうとしておるときに、政府は本漁業法案を提出して、大資本漁業の隷属の下に四万三千九百二十五件に上る沿岸漁業権全部を漁民の手から取上げ、これを漁業資本家の手に委ねようとしておる。「ノー」を呼ぶ者ありかくして取上げられる漁業権に対する補償費約百六十億は、三十年拂いの紙切に等しい政府証券であり、只同様で取上げられた上に、これが今度は誰に與えられようとしておるか。本法案においては第一優先順位として協同組合に與えられることになっておりますが、十月十四日水産団体法定解散日における漁業協同組合設立数は、漁村ボスに妨げられて僅かに六〇%にしか達せず、その出資額は平均二十万円以下であります。定置漁業の一網を張るためにも数百万円を必要とする現在において、資金も資材もない組合がどうしてやつて行けるではありません。法案によれば、過半数の出資を個人から受けている組合においても漁業権は與えられることになっておりますが、これは実質上協同組合の経営権が資力ある経営者に委ねられる以外の何ものでもないのでは

りません。「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり。まして新組合長のうちの四割一分までが旧漁業会長に占められておる現在、協同組合は漁業会の曾てのボスに全く牛耳られてしまつておる現状において、たとへば組合に漁業権が與えられたとしたとしても、その結果はどうなるか。金詰りと重税に苦しむ漁村、更に三%より五%に及ぶ許可料を税金の外に巻き上げられる仕組みになつておる、而も漁業権調整を図る漁業調整委員会は、何らの決定権をも持たせられておらず、かようにして法案においては沿岸漁業の大資本漁業による支配を詳細に規定しながら、沖合、遠洋漁業に対しては突にルーズに放りつぱなしにして官僚の抜ける途を與えておるのではありません。農地改革と共に日本民主化の二つの柱とも言うべき漁業権改革を、かかる杜撰極まる法律で果して解決できるではありませんか。衆議院におきましては、三百万漁民の命の綱とも言うべき法案を、第五国会以来半歳を費しながら、全く漁村封鎖勢力の温存のための極めて反動的修正にのみ日を費しまして、「ノー」を呼ぶ者あり。三百万漁民の渴望と期待を踏みにじる反漁民的な修正案をでつち上げたのであります。「もつと研究しろ」と呼ぶ者あり。これに對しましては、十月二十六日より二十七日に亘る日本タイムスによつて、衆議院の水産委員の一名を除く全員が日本漁業制度改革をサボるボスであると酷評されておるまでなつておるにも拘りませぬ、民自党は、かかる漁民の意思を無視する

修正案を、小委員会において共產党の砂間委員の撤回要求にさへも耳をかさずに強引に採決したのであります。然るに会期の切迫しておる本月二十六日忠告に會うたのであります。突如として半歳を費してでつち上げた修正案を急遽引込めた、このことは民自党諸君も御存じであらうと思ひます。「さうだ」と呼ぶ者あり。今まで反對していた参院の水産委員会の修正案を一人に三分の審議の余裕しか與えずに採決してしまつておる。漁民の死活を決する本法案が僅か三回の審議で片付けられてしまつたという無様極まる衆議院修正案には、衆議院の水産委員長さへも昨日の本会議における経過報告におきまして、かかる意に満たない法案を止むなしく通してしまつたことを全国の漁民諸君に陳謝すると弁明し、これに關連しまして、議長不信任案が本日衆議院に上程されようと思はれておるのではありません。民自党の諸君すら全国漁民の反對を恐れながら、おつかなびつくりで苦しまされの賛成をした。かかる杜撰極まる衆議院案は、参議院としてはよろしく反對すべきが当然であると思ふのであります。「拍手」

日本共產党は、国家による漁業権の無償収用により、一切の漁業権を協同組合に與へ、これを働く漁民に管理させる。漁業に對する一切の官僚支配の廃止、協同組合に對して資金資材を国家によつて保証する。指定遠洋漁業の独占排他的な特権の排除、大規模漁業を国营に移して、人民のために運用し得る管理機構とする。漁業協同組合、漁民組合の国家による強化育成、許可漁業に關する制限規定の表示、漁業調整委員

員会、中央漁業審議会を漁民の民主的選挙により、これに決定権を與える。こういふふうな趣旨を根幹とする法案に根本的に修正して、漁業の徹底的な民主化を図る。その地盤に立つてのみ漁業生産者の無制限的な発展を期することができるのであります。民自党の諸君も専ら漁民の將來を考へて、真剣にこの法案通過阻止のために御健闘あらんことを希望するものであります。「やらんぞ」と呼ぶ者あり、拍手

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の發言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。「拍手」

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、地方配付税法の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方配付税法の特例に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十八日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武君

地方配付税法の特例に關する法律の一部を改正する法律案

地方配付税法の特例に關する法律の一部を改正する法律案

地方配付税法の特例に關する法律(昭和二十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

「百分の三十三・一四」を「徴収額の百分の三十三・一四」に、「百分の十六・二九」を「徴収額のうち六百六十六億八千七百五十一万八千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔岡本愛祐君登壇、拍手〕

○岡本愛祐君 只今議題になりました地方配付税法の特例に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず政府提案の理由について御説明いたします。今年度の地方財政は、國、地方を通する総合予算の均衡を徹底するために、極端に圧縮を余儀なくせられ、なかならず地方配付税は地方配付税法の特例に關する法律によつて法定率を大幅に切下げられたことは御承知の通りであります。よつて地方公共団体としては止むを得ず経費の支出に極度の切詰め

を行なつたにも拘らず、各地に災害が相次いで起り、これに伴う財政支出を余儀なくされるに及んで、到底地方財政の均衡を保持することができなくなり、今回補正予算に於いて九十九億円の地方配付税の増額をすることとし、これに伴い、この地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出したのであります。その内容は、昭和二十四年度に限り、配付税の額が所得税及び法人税の徴収額の百分の一・六・二九とあるのを、当該徴収額の中、六百六十六億八千七百五十一万八千四百と改め、結局九十億円増額したのであります。尚、これを定率に改めずして定額としたのは、明年度以降は御承知のごとく地方配付税を廃止して新たに地方財政平衡交付金制度を創設することになりましたので、全面的にこれに切り替える必要があり、定率制をとるときは地方配付税の額を増減を来たすこととなり、不適當であるという理由に基くものであります。

次に委員会における質疑応答の主なものを御報告申し上げます。
第一に、従来全国町村から強く要望されていた町村吏員の恩給増額については政府は如何なる方針で解決せんとするかという質問に対しては、政府委員より、地方配付税は本来財政調整的に地方公共団体の一般財源として配付するものであるから、補助金とは異なり、その用途を特定するものではないが、この度の配付税の増額によつて、町村吏員の恩給は官吏とは同率に増額が実施される見込であるという答弁がありました。尚、都道府県共済組合の長期給付に伴う負担増加についても、国家公務員と同様の措置が講ぜられる見込であるという答弁がありました。
次に自治体警察職員の退職給與金の処置について政府の所見を質したのに対し、善当り国庫予算に計上して善処したいという答弁がありました。
次に本年度災害復旧費として地方公共団体の要求額とこれに対する政府の財源対策如何という質問に対しては、地方要求総額は八百億円であつて、これに対し国庫負担八十五億円で、地方負担三十九億円で、計百二十四億円で以て突進する見込であるという答弁がありました。

次に配付税を増額する半面に、政府は今回の補正予算において歳入に十八億円の地方公共団体からの返還金を計上してあるが、今回増額される配付税と相殺するようなことはないかという質問に対しては、相殺したり天引きしたりするような措置はしないという答弁がありました。
次に六・三制実施に要する経費は、この配付税の額の中にどれ程包含されておるかという質問に対しては、六・三制実施に伴う検査の建築費は公共事業費として地方債で支弁する計画であるから、配付税の中には含まれていないが、本年度三十億円で、明年度九十億円で、合計百二十億円で以て国と地方とが各半額を負担して、緊急差し措置難き検査の建築をなす計画であるという越旨の答弁がありました。
最後に地方財政の経理については最近とかく放漫に流れるという非難がある。地方公共団体はその財政支出を厳正にし、苟くも社会の批判を受けるようなことは慎まなければならぬ旨の発言があり、財政経理の公正を保つことについては、地方団体の自制と監査機関の活動と相持つて効果を収めたい旨の答弁がありました。
尚、本法案による配付税の増額に連関して、本年度当初の地方財政計画に及ぼす影響について申し上げますと、本年度の地方財政総額は三千五百億円であつたのであります。この度の補正予算に伴い公共事業費、災害復旧費等の追加を見込まれ、これが財源として配付税、地方債及び国庫支出金の増加等と合せ、その歳出総額は二百九十五億円を増加して三千七百九十五億円となる計画でありまして、本年度地方財政計画策定後の地方財政の状況を概観いたしますと、相当程度にその窮乏が緩和され、財源が増強されたことを認められるのであります。その他委員会における質疑応答の詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質問を終了し、十一月二十九日討論に入り、西郷委員より原案賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致衆議院送付の案の通り原案を可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、日本専売公社法の一部を改正する法律案及び大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。
〔審査報告書は都台により最終号附録に掲載〕
日本専売公社法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年十一月二十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
日本専売公社法の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律
日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
目次中(第二十九條―第四十三條)を(第二十九條―第四十三條の二十三)に改める。
第四條の次に次の一條を加える。
(資本金の増加及び減少)
第四條の二 公社は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。
2 政府は、前項の規定により公社がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内で公社に出資することができる。
3 公社は、第四十三條の十三第二項の規定による積立金をもつて第一項の規定による資本金の増加に充てることができる。
第二十七條第六号中「し、よう、原油油の下に(以下「専売品」といふ。)」を加える。
第五章 会計
第五節 次のように改める。
(総則)
第二十九條 公社の会計に關しては、この章の定めるところによる。(計理原則)
第三十條 公社は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその發生の事實に基いて計理する。(事業年度)
第三十一條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
(資産)
第三十二條 公社の資産は、固定資産、たな卸資産、当座資産、繰延費用及び無形資産に区分する。
2 前項の資産について、その内訳項目、評価の基準、減価償却すべき資産の範圍及び減価償却の方法

は、総裁が大蔵大臣の承認を経て定める。

(資本及び負債)

第三十三條 公社においては、前條の資産の金額をもつて経営資本とし、これを資本金、積立金、引当金、長期負債、流動負債及び繰延収入に区分し、その内訳項目は、総裁が大蔵大臣の承認を経て定める。

(予算)

第三十四條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添え、大蔵大臣の定める期限までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

5 予算の形式及び内容については、政令で、その作成及び提出の手續については大蔵大臣が定める。

(債務の負担)

第三十五條 法律に基くもの又は憲法出予算の金額の範囲内に於けるものの外、公社が債務を負担する行為をするには、あらかじめ議事を

もつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることが出来る。

(予備費)

第三十六條 専売品の売上量の増加その他予見し難い事由による歳出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることが出来る。

(予算の議決)

第三十七條 予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第三十八條 政府は、公社の予算が国会の議決を経たときは、直ちにその旨を公社に通知するものとする。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することが出来ない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第三十九條 公社は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算の事業計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大

臣に提出することが出来る。

2 第三十四條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(予算の修正)

第四十條 公社は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これに当該予算の事業計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することが出来る。

2 第三十四條第二項から第五項まで、第三十七條及び第三十八條の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第四十一條 公社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算の事業計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することが出来る。

2 第三十四條第二項から第五項まで、第三十七條及び第三十八條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

(予算の実施)

第四十二條 公社の予算の実施は、予算に添附して国会に提出した予算実施計画に定める区分に従うものとする。

4 第三十三條 公社は、歳出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

4 第三十三條の二 公社は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することが出来ない。

4 第三十三條の三 公社は、歳出予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行為をし、当該事業年度内に支拂義務が生じたかつたものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することが出来る。

4 第三十三條の四 公社は、予備費を使用するとき、及び予算を繰り越して使用するとき、及び予算を繰り越して使用するとき、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

4 第三十三條の五 公社は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、これを大蔵大臣に送付しなければならない。これを變更したときも同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付された資金計画が国の資金の状況により実施することが出来ない

いと認めるときは、その実施することが出来る限度を公社に通知するものとする。

3 公社は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を變更しなければならぬ。

(収入支出等の報告)

第四十三條の六 公社は、契約その他支出の原因となる行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を毎月大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第四十三條の七 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

4 第三十三條の八 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なくその財務諸表を公告しなければならない。

4 第三十三條の九 公社は、決算完了後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、前條第一項の規定により大蔵大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、政令で定める。

第四十三條の十 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付しなければならぬ。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算報告書に財務諸表を添付して、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(損益計算の区分)

第四十三條の十一 公社の損益計算は、たばこ、塩及びしよろふの三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

(価格差等補給金)

第四十三條の十二 政府は、価格の統制その他の国の政策上の考慮に基づき専売品の売渡価格がその製造、販売等の原価より低く定められている場合においては、その差額を補てんするため公社に補給金を交付することができる。

(利益金の納付)

第四十三條の十三 公社は、毎事業年度の決算上の総収益から総損失を控除した金額から左の各号に掲げる金額を控除して得た金額(以下「専売納付金」という。)を翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その

増加額に相当する金額から当該事業年度において新たに借り入れた長期の借入金による歳入金のうち固定資産、無形資産及びたな卸資産の増加に充てられた部分に相当する金額を控除した金額

二 公社が当該事業年度において長期借入金を償還した場合においては、その償還額に相当する金額からその償還した長期借入金を財源として取得し、又は増価した固定資産及び無形資産の部分についての当該事業年度までの減価償却額に相当する金額を控除した金額

2 公社は、前項第一号及び第二号に掲げる金額を預立金として積み立てるものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

(借入金)

第四十三條の十四 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金及び短期借入金については、予算に定める額を限度としなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額を限り、大蔵大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付)

第四十三條の十五 政府は、公社に対し長期又は短期の資金の貸付をすることができる。

(国庫余裕金の一時使用)

第四十三條の十六 政府は、前條に規定する短期の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

(償還計画)

第四十三條の十七 公社は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十三條の十八 公社は、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において、郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。

(財産の処分の制限)

第四十三條の十九 公社が製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第四十三條の二十 公社は、その会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公共企業体としての公社の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(給与準則)

第四十三條の二十一 公社は、その役員及び職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基づく一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給与の額として定められた額をこえるものであつてはならない。

(専売価格の決定及び変更)

第四十三條の二十二 公社における専売品の価格の決定及び変更については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定を準用する。

(国の会計事務の委任)

第四十三條の二十三 政府は、たばこ専売法第七十九條第一項、塩専売法第五十五條第一項及びしよろふ専売法第二十八條第一項において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基く通告の処分により納付された金銭及び物品の歳入及び出納保管に關する事務を公社の役員又は職員に取り扱わせることができる。

2 政府は、前項に規定する事務を公社の役員又は職員に取り扱わせるときは、あらかじめ総裁の同意を経ることを要する。

3 第一項に規定する事務を取り扱う公社の役員又は職員については、国の会計に關する法令のうち当該事務の取扱に關する規定を準用する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第四十三條の二十二の財政法第三條には、財政法第三條の特例に關する法律(昭和二十三年法律第二十七号)が効力を有する間は、同法を含むものとする。

附則

- 1 この法律中日本専売公社法第四十三條の二十三の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十四條から第三十八條まで及び第四十一條の規定は、昭和二十五年年度以降の予算について、改正後の第四十三條の七から第四十三條の十一までの規定は、昭和二十五年年度以降の決算について、それぞれ適用する。
- 2 公社の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、従前の例による。
- 3 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第二項中「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用」に改める。
- 4 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第二項中「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用」を「日本専売公社

法第四十三條の二十二の規定による財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用」に改める。

5 し、よ、塩専売法(昭和二十四年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第十五條第二項中「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用」に改める。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武蔵

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

する繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

第一項中「八億五千六十八万八千円」を「十二億九千三百五十五万二千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案の理由並びに内容について申し上げます。現行の日本専売公社法においては、公社の会計に関しては、原則として日本専売公社を国の行政機関とみなして、従前の専売局の事業の会計に適用された法令の規定の例によることになっておりますので、公法人である公社がその事業の能

率な運営を図る上に種々の支障があったのであります。従つて企業の能率的な運営を図るためには、財政法及び会計法等、国の会計に関する法令の規定に關係なく、公社の実体に即した合理的且つ能率的な会計制度に改める必要が有りますので、会計に関する規定の全面的な改正を行おうとするものであります。

その改正の要点は、資本金の増加又は減少について規定したこと。予算に或る程度の弾力性を與えたこと。損益計算は標準、塩及び樟腦の三勘定に区分してその損益を明かにしたこと。決算において固定資産、無形資産及び棚卸資産の額の合計額が増加したとき、その額は積立金として留保することとしたこと。業務にかかると現金は在庫に預託しなければならぬこととしたこと。重要な財産の譲渡又は交換について国会の議決を要することとしたこと。役員及び職員に対して支給する給与についての給与準則を定めることを要することとしたこと等でありました。

本案審議の経過を申し上げますと、十一月二十九日より十一月二十九日まで慎重審議して、質疑応答の後、十一月二十九日討論に入り、波多野野郎委員より、この法律は公社の職員の福利保護の点で不十分であるから、政府はこの法律の運用に當り、公社をよく指導せられたらとの希望を付して賛成の意見

が述べられ、討論を終局し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。右御報告いたします。

次に大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、産麦の災害発生による再保険金支拂の増加に伴う四億四千六十六万四千円の不足分を補填するため、昭和二十四年度一般会計からする繰入金の限度額八億五千六十八万八千円を十二億九千三百五十五万二千円に引上げようとするものであります。さて、本案は十一月二十五日より十一月二十九日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武蔵) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず、日本専売公社法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武蔵) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国際観光事業の助成に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国際観光事業の助成に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月二十八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

官報号外 昭和二十四年十一月三十日

参議院会議録第二十一号 議事日程追加の件 国際観光事業の助成に関する法律案

国際観光事業の助成に関する法律案

国際観光事業の助成に関する法律

(国際観光事業の助成)

第一條 政府は、国際観光事業(外国人旅客の観光に関する事業をいふ。)を振興するため特に必要があるとき、観光宣伝を実施し、その他観光に関する事業を行う法人であつて官利を目的としないもののうち政令で定めるもの(以下「法人」といふ。)に対し、予算の範囲内で、その事業の遂行に要する経費の一部を補助することができる。

(助成の申請)

第二條 補助金の交付を受けようとする法人は、補助金の交付申請書に、事業計画書及び収支見積書の案並びに過去一年間における事業実績書を添付して運輸大臣に提出しなければならない。

(助成の通知)

第三條 運輸大臣は、前條の申請に基いて補助金の交付を決定したときは、これを当該法人に通知する。

2 前項の決定の通知を受けた法人は、左に掲げる書類を遅滞なく運輸大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支見積書

(計画等の変更)

第四條 法人は、前條第二項各号の書類に記載した事項について変更をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない。但し、運輸大臣が軽微な事項と認められたものについては、この限りでない。

(補助金の流用禁止)

第五條 法人は、この法律の規定により交付される補助金を国際観光事業の振興に役立たない用途に使用してはならない。

(補助金の還付及び交付の停止)

第六條 運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が、左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずるものとする。

一 前二條の規定に違反したとき。

二 法人の支出額が第三條第二項第二号の収支見積書(第四條の規定による変更をしたときは、その収支見積書)に掲げる支出額の見積りに達しなかつた場合において運輸大臣に申し出て、その承認が得られなかつたとき。

2 運輸大臣は、法人が前項の規定により還付を命ぜられた場合において正当な理由がないのに還付しないとき又は法人が前條の規定に

違反した場合において当該業務を執行した者がなおその職にあるときは、当該法人に対する補助金を交付しない。

(收支決算書)

第七條 この法律の規定により補助金の交付を受けた法人は、收支決算書を運輸大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第八條 運輸大臣は、毎年度この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が実施した事業の結果の年次報告書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十條の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するものとする。

(会計の処理)

第九條 この法律の規定により補助金の交付を受けた法人の帳簿の整理及び保存その他会計の処理に關して必要な事項は、運輸省令で定める。

(報告の徴収)

第十條 運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人に対し、その業務に關し必要な報告を求めることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔板谷順助君登壇、拍手〕
○板谷順助君 只今上程になりました国際観光事業の助成に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の要点を申し上げますと、戦後における我が国の経済的復興と国際観光の増進を図るためには、国際観光事業の振興に特つところが極めて大なるものがあります。従つて我が国における観光に関する事業を行う公益的観光機関の活動はこれをいよく活潑ならしむる必要を痛感するものであるが故に、その所要経費を民間にのみ負担せしむることは、我が国現下の経済事情より見ても、又国際観光事業の我が国の文化、経済、産業に対する効果より見ましても、一部を国において負担すべきことは諸外国の例に徴しても当然のことであると見ますので、かかる公益的観光機関に対し補助金を交付し得る法的措置を講ぜんとするものがあります。而して本年度補正予算においては全日本観光連盟に対しまして一千万円の補助金を計上しておるのであります。

運輸委員会におきましては、毎国会観光小委員会を設けまして、観光事業の振興については熱心に研究調査を続けて来たのでありますが、この法律案の審査に當つては各委員より活潑な質

疑が行われたのであります。その主な事項といたしましては、観光事業の振興助成は積極的にこれを行う必要がある。それがためには観光事業に対する総合的行政機構の育成、観光事業審議会の活用について政府の意向を質した。これに対して政府は関係部局緊密な連絡の下に観光事業の振興に努めているとの答弁があつたのであります。

その他この法案に基いて補助金を交付すべき団体の範囲、補助金の使途等について政府の所見を質したる後、質疑を終了いたしました。討論に入りまして、高田委員より、この法律案は観光事業を振興すべき現下我が国の国情より見て必要な措置であるとの賛成意見を開陳されました。採決の結果、全会一致本案を可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。議事の都合により、本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。次会は明日午前十時より開会いたします。

いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時四十八分散会

○本日の会議に付した事件
一、議員原口忠次郎君辞任の件
一、故議員橋上保君に対し弔詞贈呈の件
一、故議員橋上保君に対する追悼の辞
一、弔詞案文に関する件
一、日程第一 未復員者給與法の一部を改正する法律案
一、日程第二 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案
一、衆議院に対し委員会審査省略を要求するの件
一、日程第三 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案
一、日程第四 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのため的一般会計から繰入金に関する法律案
一、日程第五 国民金融公庫法の一部を改正する法律案
一、日程第六 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第七 少年法の一部を改正する法律案
一、日程第八 裁判官の報酬等に関する法律案

一、日程第九 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第十 地方行政調査委員会設置法案
一、日程第十一 国有財産法第四十五條の規定による国有財産種類別表
一、日程第十二の諸願
一、日程第十三乃至第二十の諸願
一、日程第七十六の陳情
一、日程第二十一乃至第二十四の諸願
一、日程第二十八乃至第七十五の諸願

一、日程第七十八乃至第九十の陳情
一、エネスコ運動に関する決議案
一、漁業法案
一、漁業法施行法案
一、地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
一、日本専売公社法の一部を改正する法律案
一、大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのため的一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
一、國際觀光事業の助成に関する法律案

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

水久保基作君 徳川 頼貞君
一松 政二君 穂積眞六郎君
堀越 儀郎君 町村 敬貴君
松井 道夫君 田口政五郎君
岡田喜久治君 小野 光洋君
團 伊能君 渡邊 甚吉君
横尾 龍君 中川 以良君
大野木秀次郎君 遠山 丙市君
西川 昌夫君 城 義臣君
淺岡 信夫君 池田宇右衛門君
堀 末治君 西川甚五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 草葉 隆圓君
柴田 政次君 小杉 繁安君
板谷 順助君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
石川 準吉君 紅露 みつ君
深川タマエ君 木内キヤウ君
藤井 新一君 深水 六郎君
平岡 市三君 北村 一男君
藤森 眞治君 仲子 隆君
中川 幸平君 左藤 義詮君
西山 亀七君 橋本萬右衛門君
伊東 隆治君 佐々木鹿藏君
境野 清雄君 淺井 一郎君
重宗 雄三君 廣瀬與兵衛君
小串 清一君 山田 佐一君
大隅 憲二君 尾形六郎兵衛君
木樽三四郎君 木内 四郎君
鬼丸 義齊君 櫻内 辰郎君
田中 信儀君 谷口彌三郎君
油井賢太郎君 星 一君
小知 哲夫君 前之園喜一郎君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

議員
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上なつゝ君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江熊 哲勲君 大山 安君
加賀 操君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ多君
小宮山常吉君 小林米三郎君
西郷吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田中耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 愼一君
久松 定武君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山本 勇造君
阿竹齊次郎君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 市來 乙彦君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 阿元 義人君
小野 吾君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 來馬 孫道君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 廣鷹君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 川村 松助君
小林 英三君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜章君

竹中 七郎君	安達 良助君
高橋 啓君	小林 勝馬君
島田 千壽君	大隈 信幸君
門屋 盛一君	平野善治郎君
鈴木 順一君	齋 武雄君
村尾 重雄君	塚本 重藏君
奥 主一郎君	池田七郎兵衛君
岩木 哲夫君	大島農夫雄君
岩崎正三郎君	山田 節男君
林屋龜次郎君	中井 光次君
岡田 宗司君	天田 勝正君
吉川末次郎君	羽生 三七君
内村 清次君	栗山 良夫君
下條 恭平君	河野 正夫君
和田 博雄君	板野 勝次君
細川 嘉六君	岩間 正男君
鈴木 清一君	水橋 藤作君
千葉 信君	木村耀八郎君
姫井 伊介君	星野 芳樹君
太田 敏見君	金子 洋文君
小泉 秀吉君	大野 幸一君
千田 正君	國井 淳一君
藤田 芳雄君	羽仁 五郎君
青山 正一君	森下 政一君
中平常太郎君	川上 嘉君
西園寺公一君	佐々木良作君
中村 正雄君	原 虎一君
梅津 錦一君	若木 勝藏君
三好 始君	米倉 龍也君
三木 治朗君	波多野 鼎君
木下 源吾君	門田 定藏君
河崎 ナツ君	駒井 藤平君
小川 久義君	岩男 仁藏君

鈴木 憲一君	岡村文四郎君
國務大臣	
法務總裁	殖田 俊吉君
文部大臣	高瀬莊太郎君
農林大臣	森 幸太郎君
運輸大臣	大屋 晋三君
郵政大臣	小澤佐重喜君
電氣通信大臣	
政府委員	
人事院總裁	淺井 清君
人事院專務總長	佐藤 朝生君
人事院事務官 (法制局長)	岡部 史郎君
法務事務官 (矯正保護局長)	古橋浦四郎君
大藏政務次官	水田三喜男君
大藏事務官 (日本專売公社監理官)	冠木 四郎君
厚生政務次官	矢野 西雄君
農林政務次官	坂本 實君
電氣通信政務次官	尾形六郎兵衛君
運輸事務官 (大臣官房 觀光部長)	間嶋大治郎君

定価 一部 四円五十銭
送料 実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇 官報課